

2026年4月版

＜2026年7月試験から適用＞

損害保険募集人一般試験 教育テキスト

自動車保険単位

はじめに

一般社団法人 日本損害保険協会では、損害保険募集人（以下「保険募集人」）の皆さんが、損害保険の募集にあたり、保険募集に関する基本ルールや、保険商品に関する重要事項等をお客様に正確に説明するための知識を修得されているかを確認するため、業界共通の「損害保険募集人一般試験」（以下「損保一般試験」）を実施しています。

損保一般試験は、「基礎単位」と3つの「商品単位」（「自動車保険単位」「火災保険単位」および「傷害疾病保険単位」）の合計4単位で構成されており、このうち「基礎単位」は、損害保険の基礎や募集コンプライアンスなど損害保険の募集のための基礎的な知識の修得を目的とし、「商品単位」は商品知識等の修得を目的としています。

また、損保一般試験の「基礎単位」の合格を代理店登録・募集人届出の要件としていますので、「基礎単位」に合格しないと保険募集ができません。さらに、「商品単位」の合格をそれぞれの保険商品を募集するための要件としていますので、合格していない単位の商品の保険を募集することができません。したがって、原則としてすべての保険募集人が「基礎単位」およびご自分が募集するすべての「商品単位」に合格する必要があります。

デジタルテキスト 001

本テキストは、損保一般試験の単位構成に合わせて4分冊としていますので、保険募集人の皆さんは「基礎単位」およびご自分の募集する保険商品に応じて必要な「商品単位」を学習してください。

ご注意

- 本テキストは、2025（令和7）年11月1日現在で公表されている法律、規定等の内容に基づいて編集されています。
- 「損害保険募集人一般試験（自動車保険単位）」は、本テキストの記載内容から出題されます。ただし、本テキスト中の  **参考** は、同試験の出題の対象とはなりません。
- 保険商品に関する記載は、主として損害保険料率算出機構が作成した標準約款等に基づき編集されています。保険商品の内容は、保険会社ごとに異なりますので、詳細については、各社の保険約款・契約規定等を確認してください。

一般社団法人 日本損害保険協会
募集・教育企画部

デジタルテキスト 002

●デジタルテキストとの関連について

テキスト内の **デジタルテキスト 000** はデジタルテキストにおけるページ番号です。

また、本文中の（P.000参照）は、 **デジタルテキスト 000** のページ番号で表記しています。

学習にあたって

○本テキストでは、自動車保険の募集にあたり、顧客の意向把握・意向確認や商品説明・重要事項説明等を適正に行うために必要となる基礎的な商品知識等について学習します。

○具体的な編立ておよび概要は、次のとおりです。学習にあたって指針にしてください。

第1編 商品の仕組み

第2編 契約条件の確認

第3編 契約引受け・ 契約管理

第4編 周辺知識

第1編 商品の仕組み

【構成・概要】

- ①自動車を取り巻くリスクへの備えとして自動車保険・自賠責保険の機能・役割について学習します。
- ②自動車保険の補償内容等について学習します。
- ③自賠責保険の補償内容・引受方法等について学習します。

デジタルテキスト 003

第2編 契約条件の確認

【構成・概要】

- ①自動車保険の保険の対象（被保険者・被保険自動車）・保険金額について学習します。
- ②自動車保険のノンフリート等級別料率制度（保険事故の実績に応じた保険料の割増・割引）等について学習します。

第3編 契約引受け・契約管理

【構成・概要】

- ①自動車保険の引受けについて、意向把握・意向確認、重要事項説明など引受手順に沿って、基本的な考え方を学習します。
- ②自動車保険の契約管理、満期管理等について、基本的な考え方を学習します。
- ③自動車保険の事故対応および苦情対応、事故の防止と防犯について、基本的な考え方を学習します。

第4編 周辺知識

【構成・概要】

- ①損害賠償について学習します。
- ②道路交通法や道路運送車両法など、自動車保険の関係法令について学習します。

デジタルテキスト 004

- 各保険会社では、それぞれの特色を生かした保険商品を取り扱っていますが、損保一般試験は、所属保険会社にかかわらず保険募集人として必要な知識を修得することを目的としています。したがって、本テキストでは、保険会社が取り扱っている家計分野における主要な商品の一般的な内容について記載しています。
- 実際の保険募集にあたっては、本テキストの内容に加え、各保険会社において個社商品についての教育を受けることになります。保険商品の内容等は保険会社ごとに異なりますので、詳細は所属保険会社の取扱いを確認してください。
- 本テキストにおける統計等の数値については、四捨五入して掲載している箇所もあるため、合計値は必ずしも一致しません。

登録番号標および車両番号標の分類番号の取扱い

本テキストでは、登録番号標および車両番号標の分類番号が3桁の場合の表記は下表のとおりとします。

分類番号	テキストの表記
100～199,10A～19Z,1A0～1Z9,1AA～1ZZ	100～1ZZ
200～299,20A～29Z,2A0～2Z9,2AA～2ZZ	200～2ZZ
300～399,30A～39Z,3A0～3Z9,3AA～3ZZ	300～3ZZ
400～499,40A～49Z,4A0～4Z9,4AA～4ZZ	400～4ZZ
500～599,50A～59Z,5A0～5Z9,5AA～5ZZ	500～5ZZ
600～699,60A～69Z,6A0～6Z9,6AA～6ZZ	600～6ZZ
700～799,70A～79Z,7A0～7Z9,7AA～7ZZ	700～7ZZ
800～899,80A～89Z,8A0～8Z9,8AA～8ZZ	800～8ZZ
900～999,90A～99Z,9A0～9Z9,9AA～9ZZ	900～9ZZ
000～099,00A～09Z,0A0～0Z9,0AA～0ZZ	000～0ZZ

「原動機付自転車」の定義について

本テキストでは、「一般原動機付自転車（一般原付）」と「特定小型原動機付自転車（特定小型原付）」を合わせた総称を「原動機付自転車（原付）」といいます。

空白ページ

このページはレイアウトおよびページ構成の調整のため、空白にしています。

第1編 商品の仕組み	009
第1章 リスクと保険	010
1. わたしたちを取り巻くリスクと保険	011
2. 保険約款の読み方	028
第2章 自動車保険の補償内容	033
1. 賠償責任に関するリスク	034
2. 傷害に関するリスク	059
3. 車両に関するリスク	067
第3章 自賠責保険	079
1. 自賠責保険とは	080
2. 補償内容	088
3. 自賠責保険に係る事務手続き	097

第2編 契約条件の確認	120
第1章 自動車保険の契約条件・保険料率	121
1. 自動車保険の引受け	122
2. 自動車保険の保険料率	124
第2章 被保険者	129
1. 記名被保険者	130
2. 運転者の範囲と運転者年齢条件	135
第3章 被保険自動車	140
1. 自動車の用途車種区分	141
2. 型式別料率クラス	146
3. 使用目的	149
4. その他の割引・割増	150
第4章 保険金額	151
1. 賠償責任保険（対人・対物）	152
2. 人身傷害保険	154
3. 車両保険	155
第5章 ノンフリート等級別料率（保険事故実績）	158
1. ノンフリート等級別料率制度	159
2. ノンフリート等級の継承	168
第6章 保険期間・保険料払込方法	173
1. 自動車保険の保険期間	174
2. 保険料の払込方法	176

第3編 契約引受け・契約管理	182
第1章 自動車保険の引受け	183
1. 引受手順の概要	184
2. 意向把握・意向確認と情報提供	190
3. 保険引受け（アンダーライティング）	203
第2章 保険契約の管理	212
1. 保険契約の契約内容変更（異動）・解約	213
2. 満期管理	223
第3章 自動車保険の事故対応	225
1. 基本的な姿勢と流れ（事故対応フロー）	226
2. 自動車保険の事故対応	230
第4章 自動車保険の苦情対応	237
1. 基本的な姿勢と流れ（苦情対応フロー）	238
2. 自動車保険の苦情事例	242
第5章 事故の防止と防犯	247
1. 交通リスク等への対策	248
2. 飲酒運転リスクへの対策	251
3. 車両盗難・車上あらしリスクへの対策	253

第4編 周辺知識	260
第1章 損害賠償に関する基礎知識	261
1. 賠償義務者と賠償請求権者	262
2. 損害賠償	271
3. 損害賠償の解決方法	276
第2章 関係法令	280
1. 道路交通法	281
2. 道路運送車両法	286
3. その他の法律	288

1

第1編

商品の仕組み

学習の内容

第1章 リスクと保険

第2章 自動車保険の補償内容

第3章 自賠責保険



●デジタルテキストとの関連について

テキスト内の **デジタルテキスト 000** はデジタルテキストにおけるページ番号です。

また、本文中の（P.000参照）は、**デジタルテキスト 000** のページ番号で表記しています。

第1章 リスクと保険

デジタルテキスト 010

1-1 わたしたちを取り巻くリスクと保険

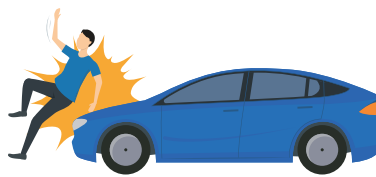
第1節の
学習時間およそ
20分

(1) 自動車を取り巻くリスク

自動車には、他人の身体や財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負うという「賠償責任リスク」や、運転者や同乗者が死傷するという「人的リスク」、自動車自体が破損・汚損するという「物的リスク」があります。また、損害が発生したことに伴って発生する「費用リスク」もあります。

自動車同士の衝突などの重大な事故では、「賠償責任損害」「人的損害」「物的損害」を一度にかつ一瞬にして生じさせます。また、軽微な事故であっても、これらの損害のうちいずれかの損害が生じます。

自動車社会である現代では、自動車を運転する人もしない人も、これらのリスクと無縁ではられません。



① 交通事故の発生状況

② 交通事故による損害賠償額

デジタルテキスト 011

① 交通事故の発生状況

交通事故は、法令や規制の強化、自動車の性能の向上、交通量の減少などにより減少傾向にありますが、いまだに2,600人を超える死者と34万人を超える負傷者が発生しています。

【交通事故発生状況の推移】

	2020 (令和2) 年	2021 (令和3) 年	2022 (令和4) 年	2023 (令和5) 年	2024 (令和6) 年
発生件数(件)	309,178	305,196	300,839	307,930	290,895
死者数(人)	2,839	2,636	2,610	2,678	2,663
負傷者数(人)	369,476	362,131	356,601	365,595	344,395

(警察庁交通局「令和6年中の交通事故の発生状況」を基に作成)

デジタルテキスト 012

警察庁の統計によると、第1当事者 **▲注1**（一般原付以上運転者）が起こした事故の原因は、安全不確認、脇見運転、動静不注視の順になっており、事故の多くは、運転者の安全運転義務違反によるものです。

【第1当事者（一般原付以上運転者）の事故原因別（法令違反別）の交通事故発生件数】

事故原因	事故件数（件）
1位 安全不確認	81,238
2位 脇見運転	33,441
3位 動静不注視 ▲注2	25,813
4位 漫然運転	23,257
5位 交差点安全進行違反	18,908
6位 運転操作不適	17,349
7位 一時不停止	14,273
8位 歩行者妨害等	11,209

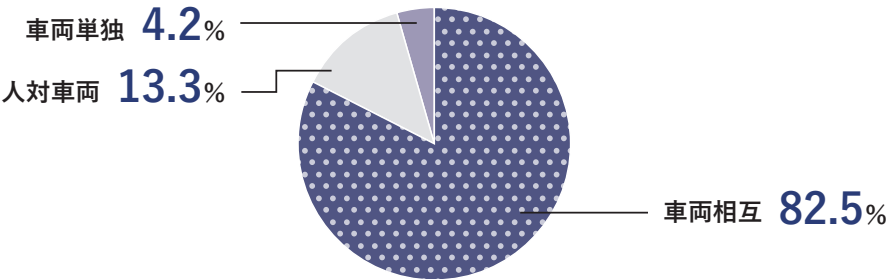
（警察庁交通局「令和6年中の交通事故の発生状況」を基に作成）

- ▲注1** 第1当事者とは、最初に交通事故に関与した事故当事者のうち最も過失の重い者をいいます。
- ▲注2** 動静不注視とは、「事故相手に気付いていながら、危険性を軽視して、その後の動きに注意しなかった」ことをいいます。

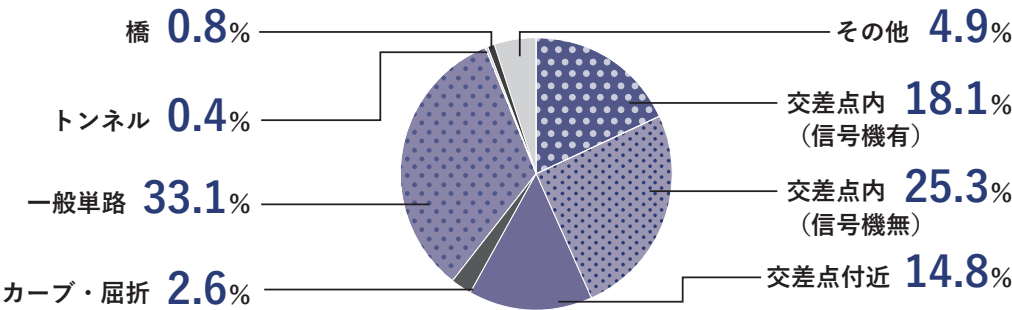
デジタルテキスト 013

交通事故の発生形態別の割合を見ると、車両相互の衝突・追突による事故が82.5%、人対車両の事故が13.3%、車両単独の事故が4.2%となっています。また、発生場所別の割合を見ると、交差点内と交差点付近をあわせ、58.2%と過半数を占めています。

【交通事故の発生形態】



【交通事故の発生場所】



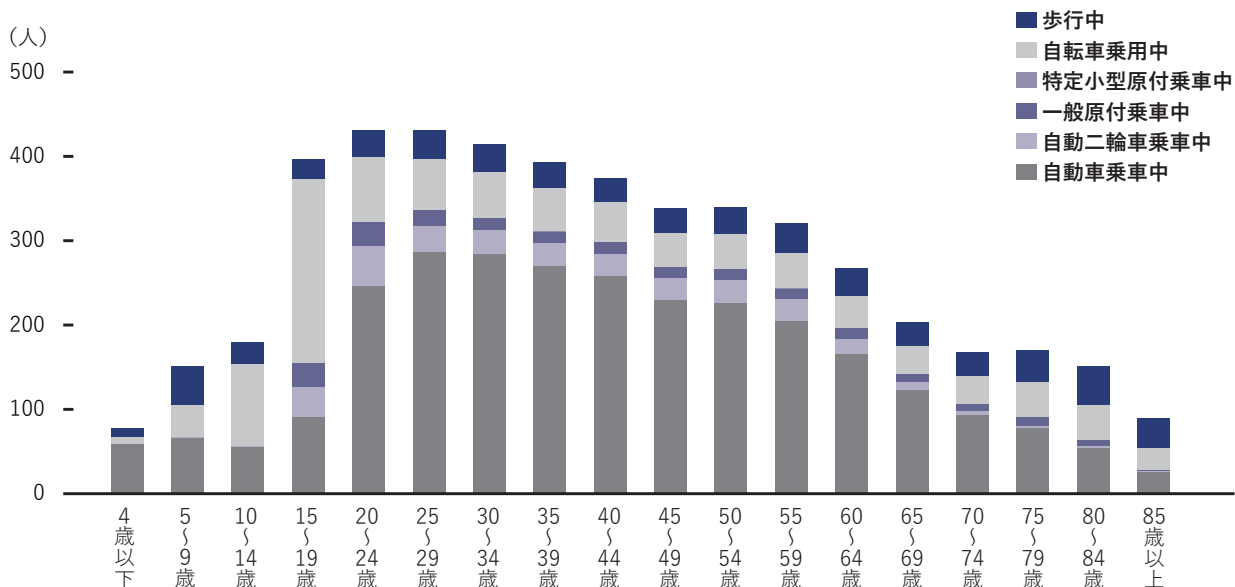
（警察庁交通局「令和6年中の交通事故の発生状況」を基に作成）

デジタルテキスト 014

交通事故による死傷者数の年齢層別・状態別の状況は次のグラフのとおりです。これを見ると、人口10万人当たりの死傷者数は、20歳～24歳と25歳～29歳の約430人をピークに減少していくことがわかります。25歳～54歳の年齢層は340人～430人前後で推移しており、この年齢層の約7割が自動車乗車中の事故によるものとなっています。これに対し、15歳～19歳の年齢層は死傷者数が約400人となっていますが、この層では、自転車乗用中の事故の割合が約半数を占めています。

【交通事故による死傷者数の年齢層別・状態別の状況】

(人口10万人当たり死傷者数)



(警察庁交通局「令和6年中の交通事故の発生状況」を基に作成)

デジタルテキスト 015

② 交通事故による損害賠償額

近年、交通事故による損害賠償額が高額化しています。人身事故では認定総損害額 **注1** が5億円、物損事故では2億円を超えるような判決例があります。また、自転車での加害事故でも、判決認容額 **注2** が1億円近くとなる判決例があります。

注1 認定総損害額とは、被害者の損害額（弁護士費用などを含みます）をいい、被害者の過失相殺（かしつそうさい）（P.272参照）相当額および自賠責保険などのてん補額（人身事故のみ）を控除する前の金額をいいます。

注2 判決認容額とは、裁判における判決文で加害者が支払いを命じられた金額をいいます（金額は概算額）。裁判後の上訴等により、加害者が実際に支払う金額とは異なる可能性があります。



デジタルテキスト 016

【高額判決例】

● 交通事故高額判決例（人身事故）

認定総損害額	被害者	職 業	被害態様	裁判所	判決年月日
5 億2,853万円	男41歳	眼科 開業医	死亡	横浜 地裁	2011.11.1
4 億5,381万円	男30歳	公務員	後遺障害	札幌 地裁	2016.3.30
4 億5,375万円	男50歳	コンサル タント	後遺障害	横浜 地裁	2017.7.18
4 億5,063万円	男19歳	大学生	後遺障害	札幌 地裁	2021.8.26
4 億3,961万円	女58歳	専門学校 教諭	後遺障害	鹿児島 地裁	2016.12.6

(損保協会「ファクトブック2025」を基に作成)



デジタルテキスト 017

【高額判決例】

● 交通事故高額判決例（物損事故）

認定総損害額	被害物件	裁判所	判決年月日
2 億6,135万円	積荷（呉服・洋服・毛皮）	神戸地裁	1994.7.19
1 億3,450万円	店舗（パチンコ店）	東京地裁	1996.7.17
1 億2,036万円	電車・線路・家屋	福岡地裁	1980.7.18
1 億1,798万円	トレーラー	大阪地裁	2011.12.7
1 億1,347万円	電車	千葉地裁	1998.10.26

(損保協会「ファクトブック2025」を基に作成)



デジタルテキスト 018

【高額判決例】

● 自転車加害事故高額判決例

判決認容額	事故の概要	判決年月日 裁判所
9,521万円	男子小学生（11歳）が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性（62歳）と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。	2013.7.4 神戸地裁
9,330万円	男子高校生が夜間、イヤホンで音楽を聴きながら無灯火で自転車を運転中に、パトカーの追跡を受けて逃走し、職務質問中の警察官（25歳）と衝突。警察官は、頭蓋骨骨折等で約2か月後に死亡した。	2020.7.22 高松高裁
9,266万円	男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員（24歳）と衝突。男性会社員に重大な障害（言語機能の喪失等）が残った。	2008.6.5 東京地裁
6,779万円	男性が夕方、ペットボトルを片手に下り坂をスピードを落とさず走行し交差点に進入、横断歩道を横断中の女性（38歳）と衝突。女性は脳挫傷等で3日後に死亡した。	2003.9.30 東京地裁
5,438万円	男性が昼間、信号表示を無視して高速度で交差点に進入、青信号で横断歩道を横断中の女性（55歳）と衝突。女性は頭蓋内損傷等で11日後に死亡した。	2007.4.11 東京地裁

(損保協会「ファクトブック2025」を基に作成)

参考 リスクマネジメント

① リスクマネジメントの基本

日常生活や企業活動で発生する様々なリスクに合理的・効率的に対応するため、リスクマネジメントの手法を用いてリスク対策を講じておくことが大切です。

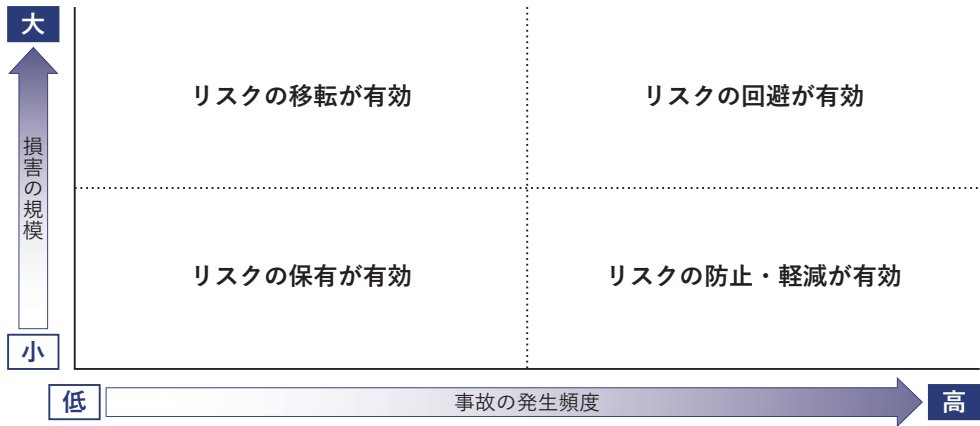
保険加入による備えのみならず、事故発生防止など予防対策も併せて講じる必要があること（リスク・コントロール）、保険はリスクマネジメントの資金対策（リスク・ファイナンス）のひとつの手法であり、貯蓄による備えなどとのバランスが重要であることを理解する必要があります。

② リスクマップの活用

リスクマップは、横軸を「事故の発生頻度（高低）」、縦軸を事故が発生した場合に想定される「損害の規模（大小）」として、リスクの評価（事故の発生頻度と損害の規模との関係）を4つに分類したものです。

一般的には、4つに分類された様々なリスクについて、事故の発生頻度が高く、損害の規模が大きいリスクに対しては「リスクの回避」、事故の発生頻度が低く、損害の規模が大きいリスクに対しては「リスクの移転」、事故の発生頻度が高く、損害の規模が小さいリスクに対しては「リスクの防止・軽減」、事故の発生頻度が低く、損害の規模が小さいリスクに対しては、「リスクの保有」を選択することが、有効な方法といわれています。

【リスクマップ】（例）



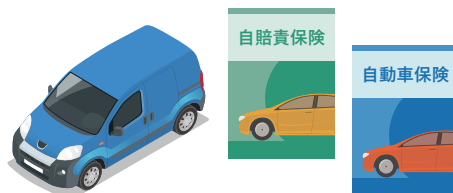
(2) 自動車の保険

① 自動車の保険の必要性

現在、自動車は便利で身近な移動手段として、また、企業の営業活動や流通の手段として、わたしたちの暮らしや社会に当たり前のように溶け込んでいます。自動車のない社会は、今では考えられません。

自動車はわたしたちの暮らしに便利さや豊かさをもたらしてくれますが、一方では交通事故を数多く生み出してしまうことも忘れてはなりません。

自動車保険に加入することが、自動車を運転する者にとって必要最低限の義務であり、不可欠のものであるといわれるゆえんは次のとおりです。



デジタルテキスト 020

a. 賠償責任リスク

対人事故や対物事故などの交通事故を起こしてしまった場合に、加害者は、「刑事上の責任」「行政上の責任」および「民事上の責任」の3つの責任を負うことになります。

【交通事故を起こした場合に負う3つの責任】

刑事上の責任	危険運転致死傷罪、過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪および過失運転致死傷罪などの適用を受け、拘禁刑、罰金などの処罰が行われます。
行政上の責任	運転免許の取消や停止、減点、反則金などの行政処分が行われます。
民事上の責任	不法行為によって他人に損害を与えた者は、その損害を賠償する責任を負うとされており、金銭で損害を賠償します。

「刑事上の責任」は拘禁刑や罰金、「行政上の責任」は運転免許の取消や停止、「民事上の責任」は被害者に対して金銭で損害を賠償することで、それぞれの責任を果たすことになります。

交通事故で他人を死傷させてしまった場合には、被害者やその家庭を悲惨な生活に陥れてしまうばかりでなく、加害者もまた、高額な損害賠償責任を負うことになります。そして、加害者となった者に賠償資力がないときは、被害者への十分な損害賠償ができないどころか、加害者もまた経済的、精神的な重荷を背負うことになります。

このような自動車事故により、他人を死傷させたり財物に損害を与えたりしたことによって法律上の損害賠償責任を負うという「賠償責任リスク」に備える保険として、対人賠償責任保険や対物賠償責任保険があります。

デジタルテキスト 021

b. 人的リスク

交通事故においては、運転者が他人を死傷させてしまう場合とともに、運転者や同乗者が、いわゆる「もらい事故」や自損事故により死傷する場合があります。

加害者側に賠償資力がない場合や、治療に要する費用が高額になった場合などは、事故による精神的・肉体的ダメージとともに経済的な損失が発生します。

このような自動車事故により、運転者や同乗者が死傷するという「人的リスク」に備える保険として、人身傷害保険などがあります。

c. 物的リスク

車両相互の衝突事故、車両走行中の飛来物の落下、車両火災、車両盗難など車両そのものに損害が発生する場合があります。これらが単独損害の場合は、車両の所有者自身が経済的な損失を補てんしなければなりません。また、車両相互の衝突事故の場合でも、過失相殺（P.272参照）等により相手側からの損害賠償では経済的な損失が十分に補てんされないことがあります。

このような事故により、自分の自動車が損害を被るという「物的リスク」に備える保険として、車両保険があります。



② 自動車の保険の種類

自動車の保険は、自賠責保険（強制保険）と自動車保険（任意保険）に大別できます。

自賠責保険は、他人を死傷させてしまった場合に備える保険ですが、自動車保険は、自動車事故の様々なリスクに対応した各種の補償の組合せにより構成されています。

自動車保険は、大まかに区分して①自動車事故の相手方への損害賠償に関する「賠償責任保険」、②自分等（運転者や同乗者等）のケガに関する「傷害保険」、③自分の自動車の損壊に関する「車両保険」の3つに分類されます。

【損害の種類と対応する自動車の保険】

	身体 の 損害（死傷）	財物 の 損害
相手への 損害賠償	相手を死傷させた 対人賠償責任保険	相手の財物を壊した 対物賠償責任保険
	相手を死傷させた 自賠責保険（強制保険）	
自分等への 補償	自動車に搭乗中の者が死傷した 人身傷害保険	自分の自動車が事故で破損した 車両保険

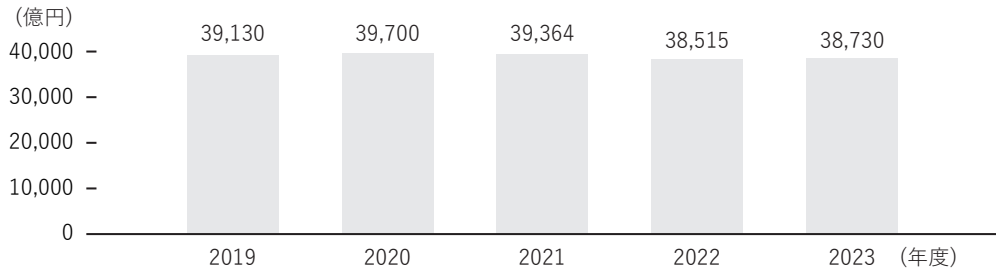
③ 自動車保険の概況

▲注

a. 保険料（収入）の状況

自動車保険の保険料の推移をみると、2023年度は3兆8,730億円と前年度に比べ215億円（0.6%）の増加となりました。

【保険料の推移】



（出典：損害保険料率算出機構「2024年度 自動車保険の概況」）

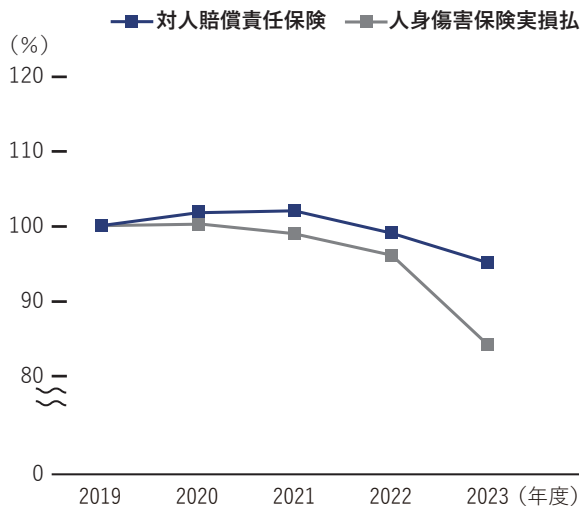
▲注 「a.保険料（収入）の状況」および「b.保険金支払いの状況」には、自賠責保険は含まれません。

デジタルテキスト 024

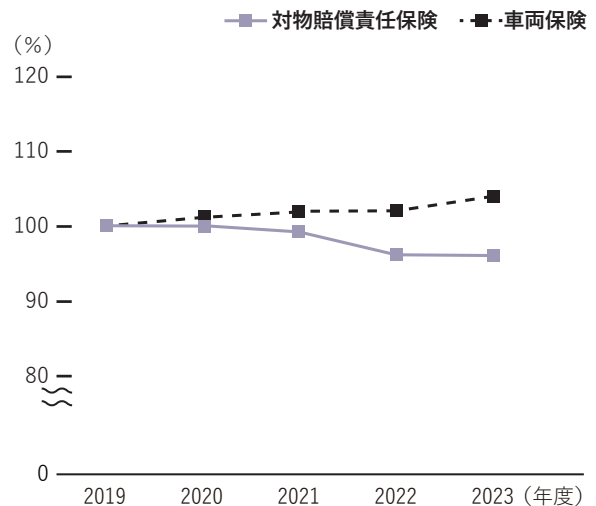
また、契約1台当たりの保険料は、車両保険を除き、おおむね減少傾向で推移しています。

【契約1台当たりの保険料の推移（補償内容別）（2019年度を100とした場合）】

ヒトに対する補償



モノに対する補償



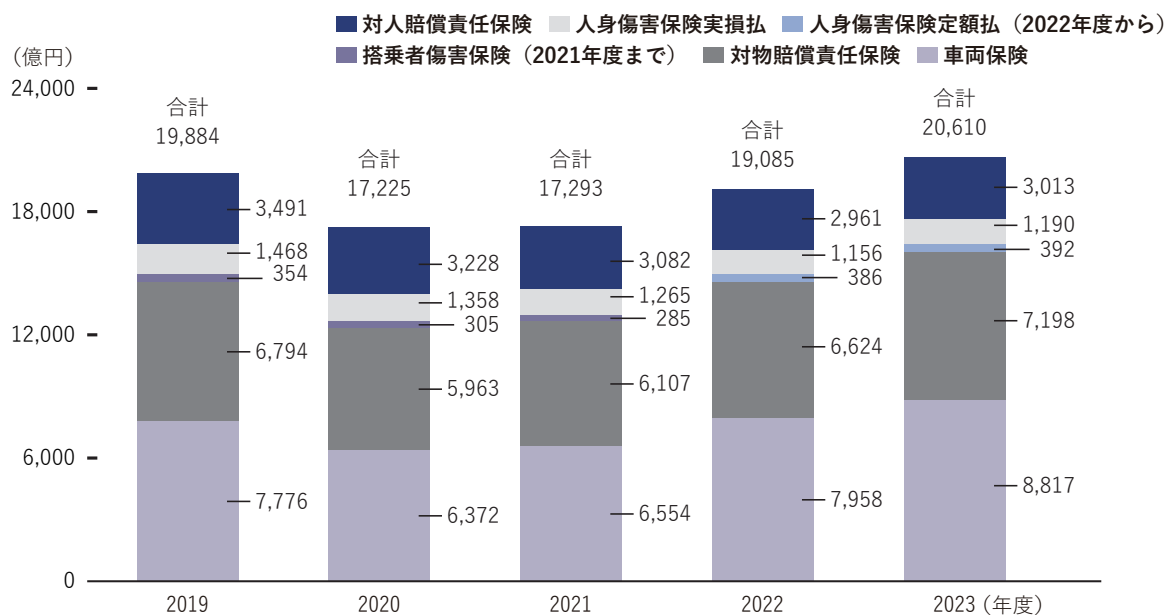
（出典：損害保険料率算出機構「2024年度 自動車保険の概況」）

デジタルテキスト 025

b. 保険金支払いの状況

自動車保険の支払保険金の推移をみると、2023年度は2兆610億円と前年度に比べ1,525億円（8.0％）の増加となりました。

【保険金の推移】



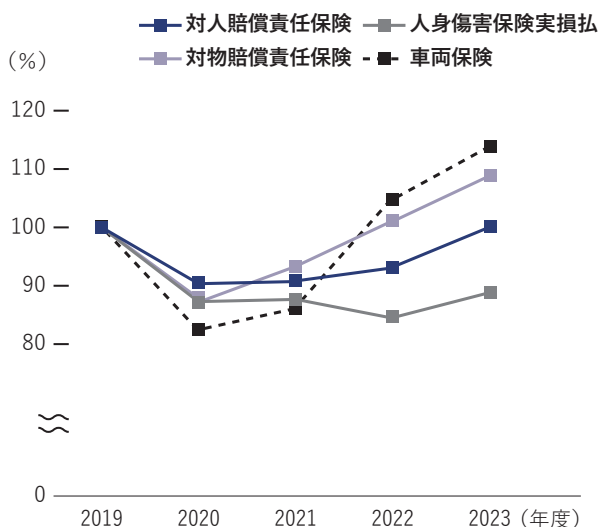
（出典：損害保険料率算出機構「2024年度 自動車保険の概況」）

デジタルテキスト 026

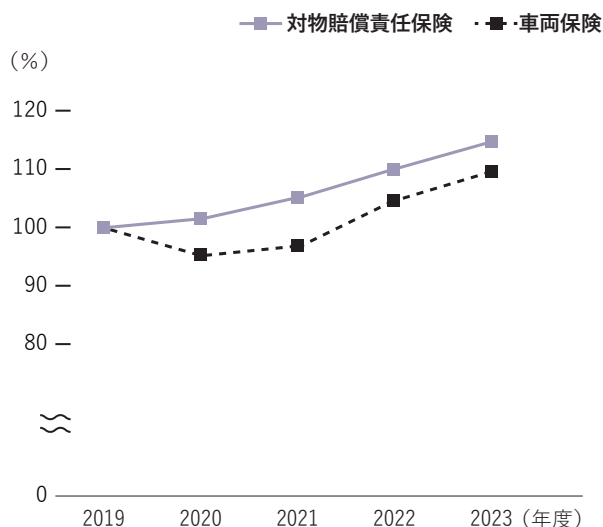
また、契約1台当たりの保険金について補償内容別にみると、対人賠償責任保険および人身傷害保険は、ともに2020年度は大幅に減少していますが、2023年度の対人賠償責任保険においては2019年度と同水準まで増加しています。対物賠償責任保険および車両保険も2020年度に大きく減少しましたが、2021年度で増加に転じ、2022年度および2023年度では、急激な物価上昇等の影響もあり、増加しています。

一方、対物賠償責任保険と車両保険の支払い1件当たりの保険金は、おおむね増加傾向で推移しています。

【契約1台当たりの保険金の推移（補償内容別）】 （2019年度を100とした場合）



【支払い1件当たりの保険金の推移（補償内容別）】 （2019年度を100とした場合）



（出典：損害保険料率算出機構「2024年度 自動車保険の概況」）

デジタルテキスト 027

1-2 保険約款の読み方

第2節の
学習時間およそ
5分

保険商品を正しく理解するためには、補償内容や契約条件などのルールがどこに規定されているかを正しく理解する必要があります。特に、保険契約そのものである保険約款については、保険募集人として、その読み方を身につけることが重要となります。

本節では、任意の自動車保険の保険約款等の読み方について説明します。 **▲注**

▲注 保険商品の内容は保険会社ごとに異なります。詳細については、各社の保険約款・契約規定等を確認してください。



デジタルテキスト 028

(1) 全体の構成

自動車保険の補償内容は、「保険約款」に規定されています。また、契約条件や保険料率の決め方は、「契約規定・特約規定」や「料率規定」に規定されています。

構 成	概 要
a. 保険約款 (a) 普通保険約款	保険契約の内容としてあらかじめ定められた条項の集まりです。補償内容とその他の事項について標準的な内容を定めています。
(b) 特約	普通保険約款に定められた内容を、変更・追加・削除するものです。
b. 契約規定・特約規定	契約の引受単位、保険料の計算方法や保険料払込方法、保険金額や保険期間の設定等について定めています。
c. 料率規定	保険料率そのものと、その適用上のルールを定めています。



参考

保険約款の認可・届出

普通保険約款等の基礎書類は、保険会社が金融庁に認可申請・届出を行い、金融庁の認可を受けたものでなければなりません。金融庁は、認可申請を受けた基礎書類について、所定の審査基準に基づいて審査し、認可の可否を判断します。

なお、損害保険料率算出機構では、「標準約款」を作成しています。同機構では、自動車保険の参考純率を算出していますが、その算出にあたり、あらかじめ契約内容や補償内容を決めておく必要があるため、算出の前提となる補償内容などを別途定めています。これを保険約款という形で示したものが「標準約款」です。

デジタルテキスト 029

(2) 保険約款の構成

自動車保険の保険約款には、基本となる補償内容や契約の手続きに関することを定めた「普通保険約款」と、普通保険約款の内容を変更・追加・削除する「特約」があります。



デジタルテキスト 030

① 普通保険約款の構成

自動車保険の普通保険約款は、保険金を支払う場合・支払わない場合などについて定めた「補償条項」と、保険責任の始期・終期、告知義務・通知義務、無効、失効、解除などについて定めた「基本条項」から成っています。



補償条項は、一般的に次のように「賠償責任条項」「人身傷害条項」「車両条項」から構成されています。

約款の構成		内 容
補償条項	賠償責任条項	対人賠償責任保険および対物賠償責任保険に関する内容が記載されています。
	人身傷害条項	人身傷害保険に関する内容が記載されています。
	車両条項	車両保険に関する内容が記載されています。



デジタルテキスト 031

② 普通保険約款の種類

自動車保険では、個人向けの保険と法人向けの保険で適用される普通保険約款が異なります。

a. 個人向けの自動車保険

個人向けの自動車保険は、対象となる自動車を自家用8車種に限定し、通常、はじめから基本補償がセットされています。 **▲注**

b. 法人向けの自動車保険

法人向けの自動車保険は、対象となる自動車を限定しておらず、全車種が対象となります。業種ごとのリスクに応じた様々なニーズに対応できるように、各種補償・特約の組合せが可能です。

▲注 自家用8車種とは、用途車種が、自家用（普通・小型・軽四輪）乗用車、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下・最大積載量0.5トン以下）、自家用（小型・軽四輪）貨物車、および特種用途自動車（キャンピング車）に該当する自動車のことをいいます。



第2章 自動車保険の補償内容

デジタルテキスト 033

自動車保険は、賠償責任リスク、人的リスク、物的リスクなど、様々なリスクに備える保険を組み合わせた保険です。

本章では、「賠償責任に関するリスク」に備える保険として対人賠償責任保険と対物賠償責任保険、「傷害に関するリスク」に備える保険として人身傷害保険、「車両に関するリスク」に備える保険として車両保険について説明します。 **▲注**

▲注 保険商品の内容は保険会社ごとに異なります。詳細については、各社の保険約款・契約規定等を確認してください。

1 2 -1 賠償責任に関するリスク

第1節の
学習時間およそ
41分

(1) 対人賠償責任保険

賠償責任に関するリスクを補償する保険には、対人賠償責任保険と対物賠償責任保険があります。 **▲注**

対人賠償責任保険は、自動車事故によって、相手の自動車に搭乗中の者や歩行者など他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償する保険です。自賠責保険等で支払われる金額を超過する場合に限って、その超過額に対して保険金が支払われる保険であり、自賠責保険等の上乗せ保険です。

▲注 人身事故による賠償責任リスクに備える保険には、すべての自動車に加入が義務付けられている自賠責保険または自賠責共済（以下、本章において「自賠責保険等」といいます）があります（P.080参照）。



デジタルテキスト 034

① 被保険者の範囲（対人・対物賠償共通）

自動車は、その所有者ばかりでなく、家族等が使用することも多く、自動車事故を起こす者も、自動車の所有者には限りません。また、損害賠償責任を負担する者も、現に自動車を使用している者だけでなく、管理している者にまで及ぶこともあります。

そこで、被保険者になり得る者を、次のように保険証券記載の被保険者である記名被保険者のみならず、一定範囲の者に拡大しています。

- a. 記名被保険者（保険証券記載の被保険者）
- b. 被保険自動車を使用または管理中の次のいずれかに該当する者
 - (a) 記名被保険者の配偶者 **▲注1**
 - (b) 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 **▲注2**
 - (c) 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子（婚姻歴のない者に限ります）
- c. 許諾被保険者 **▲注3**（自動車取扱業者 **▲注4** が業務として受託した被保険自動車を使用または管理している間を除きます）
- d. 上記 a～c のいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者 **▲注5**（その責任無能力者に関する対人事故または対物事故に限ります）
- e. 記名被保険者の使用者 **▲注6**（記名被保険者が被保険自動車をその使用者の業務に使用している場合に限ります）

▲注1 配偶者とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者（内縁関係にある者など）および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。

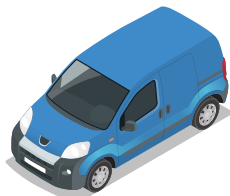
▲注2 親族とは、6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。

▲注3 許諾被保険者とは、記名被保険者の承諾を得て被保険自動車を使用または管理中の者のことをいいます。また、承諾は記名被保険者の直接の承諾を指しますが、第三者が使用することを知りながら、反対の明示をしなかった場合も、直接の承諾を与えたものとして取り扱われます。なお、許諾被保険者がさらに他人に被保険自動車を使用させたような、いわゆる「また貸し」した場合の借主は、被保険者になりません。

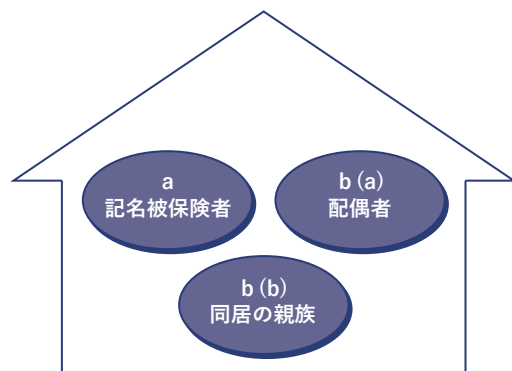
▲注4 自動車取扱業者とは、自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。自動車取扱業者のリスクをカバーするためには、その特性に応じた特約が用意されています。

▲注5 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者は責任無能力者の親族に限ります。

▲注6 記名被保険者の使用者には、請負契約、委任契約またはこれらに類似の契約に基づき記名被保険者の使用者に準ずる地位にある者を含みます。社員の私有自動車を会社の業務に使っている際に自動車事故を起こした場合には、使用者（会社）も自賠法第3条の運行供用者責任または民法第715条の使用者等の責任を問われるのが通例であることから、使用者（会社）も被保険者としています。



例



▲注



▲注 賠償責任保険の有無責は、被保険者ごとに個別に判定します。

② 保険金が支払われる場合

対人賠償責任保険では、被保険者が、被保険自動車の所有、使用または管理に起因して他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、自賠責保険等の支払額を超える部分について保険金が支払われます。

【具体的には、次の4つの条件に適合する場合に、保険金が支払われます。】

a. 被保険自動車の所有、使用または管理に起因すること	自動車による対人事故によって損害賠償責任を負担するのは、運転中の運転操作に過失があった場合に限らず、車両管理上の過失を理由に責任を問われる場合もあります。そこで、起こり得るすべての事故をできる限り広く補償するために、「被保険自動車の所有、使用または管理に起因すること」を保険金支払いの条件としています。
b. 他人の生命または身体を害すること	「他人」とは、被保険者以外のすべての者を指します。 生命または身体を害することを条件としているので、例えば、排気音で他人の神経の安定を害したことによって損害賠償責任を負担しても、支払責任は発生しません。
c. 被保険者が法律上の損害賠償責任を負担すること	「法律上の損害賠償責任」とは、通常、被保険者が、自賠法第3条（運行供用者責任）、民法第709条（不法行為責任）、民法第715条（使用者等の責任）などの法律に基づいて、相手に弁済する債務を負う責任をいいます。 ▲注1
d. 自賠責保険等によって支払われる金額を超過すること	対人賠償責任保険は自賠責保険等の上乗せ保険であるため、自賠責保険等によって支払われる金額 ▲注2 を超過する場合に限って、その超過額に対して保険金が支払われます。

▲注1 被保険者が損害賠償に関し第三者との間に特約を締結している場合は、その特約によって加重された損害賠償責任は含みません。

▲注2 被保険自動車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額をいいます。

③ 保険金が支払われない主な場合

a. 対人・対物賠償共通の免責

次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金が支払われません。これを免責事由といいます。

(a) 故意による免責

次の者の故意によって生じた損害を補償の対象とすることは、公序良俗に反することから、保険金は支払われません。

- ・ 保険契約者
- ・ 被保険者 等

(b) 異常危険による免責

次のような異常危険に基づく事故による損害に対しては、保険金は支払われません。

- ・ 戦争、内乱、暴動等
- ・ 地震、噴火またはこれらによる津波
- ・ 台風、洪水、高潮
- ・ 核燃料物質等の放射性・爆発性等による事故 等

(c) その他の危険による免責

次のような、通常に道路を走行しているときよりも危険度が高い事故による損害に対しては、保険金は支払われません。

- ・ 被保険自動車を競技もしくは曲技のために使用すること、または被保険自動車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用すること 等

保険契約者、被保険者の重大な過失や法令違反、被保険者の無資格運転 **▲注1**、酒気を帯びている状態での運転 **▲注2** および麻薬等の影響を受けた運転による事故については、被害者保護の観点から保険金支払いの対象としています。

▲注1 無資格運転とは、法令に定められた運転資格を持たないで運転することをいい、例えば、無免許運転、免許取消・停止・仮処分中の運転、当該免許によって運転できる自動車の種類に違反して運転することなどが該当します。

▲注2 酒気を帯びている状態での運転とは、「酒気帯び運転」および「酒酔い運転」をいいます。

b. 対人賠償固有の免責

自動車の運転者は、基本的に加害者として損害賠償責任を負担する立場にあるため、加害者と被害者が、親子、夫婦という密接な関係にある家族の中では、一般的に損害賠償請求は行わないというのが社会通念となっています。

このため、次のいずれかに該当する者の生命または身体が害された場合に、それによって被保険者が被る損害に対しては、保険金は支払われません。

なお、加害者と被害者が兄弟姉妹の関係にある場合は、免責とはなりません。

- (a) 記名被保険者
- (b) 被保険自動車を運転中の者またはその父母・配偶者・子（兄弟姉妹は有責） **▲注1**
- (c) 被保険者の父母・配偶者・子（兄弟姉妹は有責） **▲注2**
- (d) 被保険者の業務（「業務」には家事は含まれません。以下同じ）に従事中の使用人
- (e) 被保険者の使用者の業務に従事中の他の使用人（被保険者が被保険自動車をその使用者の業務に使用しているときに限ります） **▲注3**

例

対人賠償責任保険：保険金が支払われる場合（○） 保険金が支払われない場合（×）

- ・酒気を帯びている状態で運転をして歩行者をはね、重傷を負わせた ○
- ・車庫入れを誘導していた父にぶつかり、重傷を負わせた ×
→ 上記(b)または(c)に該当するため免責となる。
- ・運転を誤ってガードレールにぶつかり、同乗していた友人に重傷を負わせた ○

▲注1 免責の対象とする父母および子を「被保険自動車を運転中の者またはその配偶者と同居している場合に限る」として免責の対象をより限定的にしている保険商品もあります。

▲注2 免責の対象とする父母および子を「被保険者またはその配偶者と同居している場合に限る」として免責の対象をより限定的にしている保険商品もあります。

▲注3 企業内事故は、労災責任の問題ですので、労働者災害補償保険（労災保険）に委ねる分野です。

デジタルテキスト 039

④ 支払保険金の計算の概要

a. 支払保険金

1回の対人事故で支払われる保険金の額は、次の算式によって計算されます。

$$\text{対人賠償責任保険金} = ((a)\text{被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額}) \\ + ((b)\text{損害防止費用等}) - ((c)\text{自賠償保険等で支払われる金額})$$

(a) 被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額

損害賠償責任の額は、相手方の損害額となる治療関係費、休業損害、慰謝料等に基づき算出します。被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額は、次の算式によって計算されます。

なお、自らが示談等により損害賠償責任の額を決定する場合は、あらかじめ保険会社の承認を得なければなりません。

$$\text{損害賠償責任の額} = \text{相手方の損害額} \times \text{被保険者の過失割合}$$

デジタルテキスト 040

人身事故の場合の損害賠償の範囲は、次のとおりです。

損害の分類		損害の内容
財産的損害	積極的損害 (被害者が現実に支出を 余儀なくされた損害)	・ 治療関係費 (診察料、入院料、手術料、通院費、看護料など) ・ 葬儀関係費 ・ その他
	消極的損害 (得べかりし利益)	・ 治療期間中の休業損害 ・ 後遺障害による将来の逸失利益 ・ 死亡による将来の逸失利益
精神的損害 (慰謝料)		・ 被害者の肉体的、精神的苦痛を慰謝するもの 死亡の場合、被害者の父母・配偶者・子は、それぞれ固有の慰謝料請求権を持ちます。

(b) 損害防止費用等

次の費用が支払われます。

損害防止費用	損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
請求権の保全 または 行使手続費用	他人に損害賠償請求をすることができる場合に、その権利の保全または行使に必要な手続きをするための費用
緊急措置費用	対人事故が発生した場合で、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときに、その手段を講じたことによって支出した応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置に要した費用等

▲注

(c) 自賠責保険等で支払われる金額

対人賠償責任保険は自賠責保険等の上乗せ保険であるため、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が、自賠責保険等によって支払われる金額を超過する場合に限って、その超過額に対して保険金が支払われます。

なお、被保険自動車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合でも、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額の超過額に対して保険金が支払われます。

ただし、被保険自動車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合は、保険会社は示談交渉サービスを行いません (P.042⑤d 参照)。

▲注

次の費用は支払保険金とは別枠 (保険金額の外枠) で支払われます。

- ・ 被保険者の示談交渉費用および協力義務費用
- ・ 争訟費用
- ・ 判決による遅延損害金

b. 支払限度額

支払保険金は、被害者1名についてそれぞれ保険金額が限度となります。1回の事故で被害者が複数いる場合は、それぞれの被害者ごとに支払限度額が適用され、保険金が支払われます。

【支払保険金計算例】

- ・ 保険金額…無制限
- ・ 被害者の損害額…4,500万円
- ・ 過失割合…被保険者70%
- ・ 損害防止費用…10万円
- ・ 自賠責保険で支払われる額…3,000万円

の場合

$$4,500\text{万円} \times 70\% + 10\text{万円} - 3,000\text{万円} = \underline{160\text{万円}} < \text{無制限}$$

デジタルテキスト 041

⑤ 示談交渉サービス

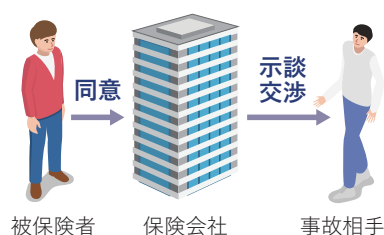
示談交渉サービスとは、保険会社が賠償事故解決のために行う手続き、援助のことをいいます。

対人事故が発生し、被保険者が損害賠償の請求を受けた場合には、保険会社は事故解決のために、被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の同意を得て、被保険者のために折衝、示談または調停・訴訟の手続きを行います。 **▲注**

ただし、次の場合は、保険会社は示談交渉サービスを行いません。

- 損害賠償責任の額が対人賠償責任保険の保険金額および自賠責保険等の支払額の合計を明らかに超える場合
- 損害賠償請求権者が、保険会社と直接、折衝することに同意しない場合
- 正当な理由がなく被保険者が保険会社の「示談交渉サービス」への協力を拒んだ場合
- 被保険自動車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合

▲注 被保険者自身が事故の解決にあたる場合、保険会社は支払責任を負う限度において、協力または援助を行います。



デジタルテキスト 042

⑥ 損害賠償請求権者（被害者）の直接請求権（対人・対物賠償共通）

対人（対物）事故によって被保険者に法律上の損害賠償責任が発生した場合には、被害者は保険会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、直接、保険会社に対して、保険金相当額の損害賠償額の支払いを請求することができます。この権利を「直接請求権」といいます。 **▲注**

a. 保険会社が被害者に直接支払うことができる場合

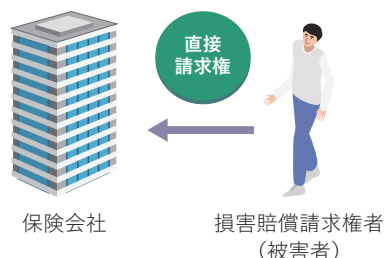
保険会社は、次のいずれかに該当する場合に、直接、被害者に対して、保険金相当額の損害賠償額を支払います。

- (a) 判決または裁判上の和解もしくは調停によって、被保険者の被害者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額が確定した場合
- (b) 被保険者が被害者に対して負担すべき法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と被害者との間で書面による合意が成立した場合
- (c) 被害者が、被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合
- (d) 所定の算式により計算された損害賠償額が保険金額を超えることが明らかになった場合
(対人賠償責任保険の場合)
- (e) 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者またはその法定相続人について、破産・生死不明の事由があった場合、またはすべての被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいない場合

b. 被害者の損害賠償額の直接請求と被保険者の保険金請求とが競合した場合

被害者の損害賠償額の直接請求と被保険者の保険金請求とが競合した場合には、被害者の損害賠償額の直接請求が優先されます。

▲注 主に被害者救済の観点から、被害者が被保険者を經由せずに直接損害賠償額を受け取れることとしています。



⑦ 損害賠償請求権者（被害者）の先取特権（対人・対物賠償共通）

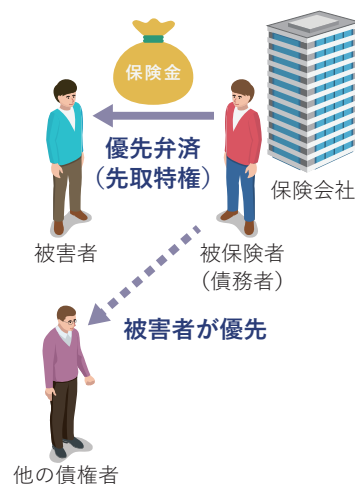
先取特権（さきどりとっけん）とは、一定の債権を有する者が、債務者の財産から他の債権者に優先して弁済を受ける権利をいいます。被害者は、被保険者の保険会社に対する保険金請求権 **▲注** について先取特権を有し、保険会社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金を支払います。

- 被保険者が被害者に対してその損害の賠償をした後に、保険会社から被保険者に支払う場合
（この場合は、被保険者が賠償した金額を限度とします）
- 被保険者が被害者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、直接、保険会社から被害者に支払う場合
- 被保険者が被害者に対してその損害の賠償をする前に、被害者が先取特権を行使したことにより、直接、保険会社から被害者に支払う場合
- 被保険者が被害者に対してその損害の賠償をする前に、保険会社が被保険者に保険金を支払うことを被害者が承諾したことにより、保険会社から被保険者に支払う場合
（この場合は、被害者が承諾した金額を限度とします）

なお、保険金請求権は、被害者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権を質権の目的とし、または前記 c の場合を除いて差し押さえることはできません。

ただし、前記 a または d により被保険者が保険会社に対して保険金の支払いを請求することができる場合を除きます。

▲注 損害防止費用等費用に対する保険金請求権は除きます。



参考

先取特権（保険法第22条）

保険法における「先取特権」とは、保険事故の被害者が有する権利で、被保険者に他の債権者がいた場合であっても、他の債権者に優先して被保険者の保険会社への保険金請求権を確保できる権利をいい、損害賠償責任に関する保険固有の規定です。

「先取特権」の規定により、被害者は、例えば、保険事故の発生後に被保険者が破産したような場合でも、他の債権者に優先して損害賠償金を受け取ることができ、被害者の保護を図ることができます。

(2) 対物賠償責任保険

対物賠償責任保険は、自動車事故によって、相手の自動車や電柱・塀などの財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償する保険です。

デジタルテキスト 045

① 被保険者の範囲

対人賠償責任保険と同じです（P.035参照）。

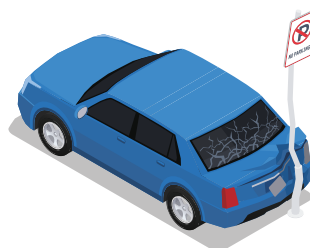


デジタルテキスト 046

② 保険金が支払われる場合

対物賠償責任保険では、被保険者が、被保険自動車の所有、使用もしくは管理に起因して他人の自動車などの財物を滅失、破損もしくは汚損した場合、または軌道上を走行する陸上の乗用具 **注1** を運行不能にした場合で、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金が支払われます **注2**。

なお、他人の財物を壊した場合は、単にその財物の損害だけでなく、壊した結果生じた間接的な損害（休車損害、代車費用、商店等の営業損失等）に対しても保険金が支払われます。



注1 軌道上を走行する陸上の乗用具とは、汽車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェー、いす付リフトおよびガイドウェイバス（専用軌道のガイドに沿って走行するバス）をいい、遊園地等で専ら遊戯施設として使用されるものなどは含まれません。

注2 「被保険自動車の所有、使用または管理に起因すること」および「被保険者が法律上の損害賠償責任を負担すること」については対人賠償責任保険と同様です。

デジタルテキスト 047

③ 保険金が支払われない主な場合

a. 対人・対物賠償共通の免責（P.038参照）

b. 対物賠償固有の免責

次のいずれかに該当する者の所有、使用もしくは管理する財物が滅失、破損もしくは汚損された場合、または軌道上を走行する陸上の乗用具が運行不能になった場合に、それによって被保険者が被る損害に対しては、保険金が支払われません。

なお、加害者と被害者が兄弟姉妹の関係にある場合は、免責とはなりません。

(a) 記名被保険者

(b) 被保険自動車を運転中の者またはその父母・配偶者・子（兄弟姉妹は有責）

(c) 被保険者またはその父母・配偶者・子（兄弟姉妹は有責）

例

対物賠償責任保険：保険金が支払われる場合（○）保険金が支払われない場合（×）

- ・運転を誤って崖から落ち、車内に置いてあった友人に借りたカメラを破損させた ×
⇒上記の「管理する財物」に該当するため免責となる。
- ・運転を誤って叔父の所有する自動車に衝突し破損させた ○
- ・商品の配達途中、得意先の店に衝突しショーケースを破損させた ○
- ・酒気を帯びている状態で運転をして、道路に駐車中の車に衝突し破損させた ○

 免責の対象とする父母および子を「被保険自動車を運転中の者またはその配偶者と同居している場合に限る」として免責の対象をより限定的にしている保険商品もあります。

 免責の対象とする父母および子を「被保険者またはその配偶者と同居している場合に限る」として免責の対象をより限定的にしている保険商品もあります。

④ 支払保険金の計算の概要

a. 支払保険金

1回の対物事故で支払われる保険金の額は、次の算式によって計算されます。

$$\begin{aligned} \text{対物賠償責任保険金} = & ((a)\text{被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額}) \\ & + ((b)\text{損害防止費用等}) - ((c)\text{代位取得の額}) - ((d)\text{免責金額}) \end{aligned}$$

(a) 被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額

損害賠償責任の額は、相手方の損害額となる車両などの修理費や代車費用、営業損失などに基づき算出します。被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額は、次の算式によって計算されます。

なお、自らが示談等により損害賠償責任の額を決定する場合は、あらかじめ保険会社の承認を得なければなりません。

$$\text{損害賠償責任の額} = \text{相手方の損害額} \times \text{被保険者の過失割合}$$

物損事故の場合の損害賠償の範囲は、次のとおりです。

損害の分類	損害の内容
直接損害	・被害を受けた財物そのものの損害 ・車両修理費、建物修理費 など
間接損害	・休車損害、代車費用、商店等の営業損失 など

(b) 損害防止費用等

次の費用が支払われます。

損害防止費用	損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
請求権の保全 または 行使手続費用	他人に損害賠償請求をすることができる場合に、その権利の保全または行使に必要な手続きをするための費用
緊急措置費用	対物事故が発生した場合で、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときに、その手段を講じたことによって支出した緊急措置に要した費用等
落下物取片づけ 費用	被保険自動車に積載していた動産が偶然に落下した場合に、その落下物を取り片づけるために、被保険者があらかじめ保険会社の同意を得て支出した費用
原因者負担費用	対物事故が発生した場合で、被保険者に法律上の損害賠償責任が生じないときに、道路法の原因者負担金として支出した費用

▲注**(c) 代位取得の額**

被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより権利取得（これを「代位取得」といいます）するものがある場合は、損害賠償責任の額からその価額を控除します。

(d) 免責金額

保険証券に免責金額の記載がある場合には、その免責金額（自己負担額）を控除します。

▲注

次の費用は支払保険金とは別枠（保険金額の外枠）で支払われます。

- ・被保険者の示談交渉費用および協力義務費用
- ・争訟費用
- ・判決による遅延損害金

b. 支払限度額

支払保険金は、保険金額が限度となります。

【支払保険金計算例】

- ・ 保険金額……………無制限
- ・ 被害者の損害額…350万円
- ・ 過失割合……………被保険者70%
- ・ 損害防止費用……10万円
- ・ 代位取得の金額…なし の場合

$$350\text{万円} \times 70\% + 10\text{万円} = \underline{255\text{万円}} < \text{無制限}$$

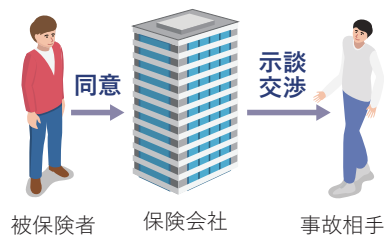
デジタルテキスト 050

⑤ 示談交渉サービス

対人賠償責任保険と同じです（P.042参照）。

ただし、対人賠償責任保険と異なる点として次の場合は、保険会社は示談交渉サービスを行いません。

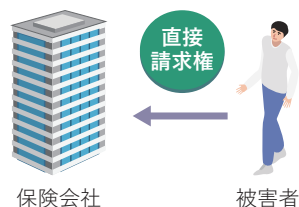
- 1回の対物事故の損害賠償責任の総額が対物賠償責任保険の保険金額を明らかに超える場合
- 保険証券に免責金額の記載がある場合は、1回の対物事故の損害賠償責任の総額が免責金額を明らかに下回る場合



デジタルテキスト 051

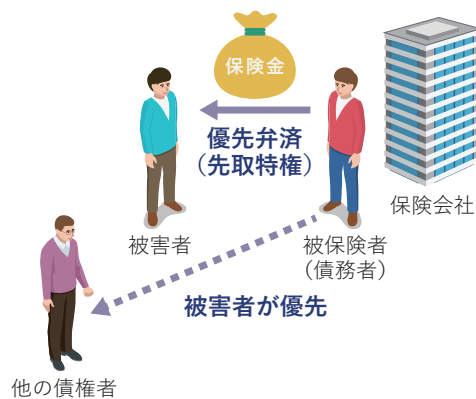
⑥ 損害賠償請求権者（被害者）の直接請求権

対人賠償責任保険と同じです（P.043参照）。



⑦ 損害賠償請求権者（被害者）の先取特権

対人賠償責任保険と同じです（P.044参照）。



デジタルテキスト 052

(3) 賠償責任リスクに関する主な特約

賠償責任リスクに関する主な特約には、次のものがあります。⚠注

① 対物全損時修理差額費用特約

② 弁護士費用特約

③ 他車運転危険補償特約
(他車運転特約)

④ 原動機付自転車に関する特約
(ファミリーバイク特約)

⑤ 個人賠償責任特約

⚠注 特約の名称、補償内容、取扱方法等は、保険会社ごとに異なります。

デジタルテキスト 053

① 対物全損時修理差額費用特約

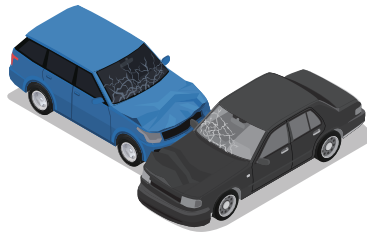
対物事故において、相手自動車が古い車で時価額が低い場合などは、相手自動車の修理費が時価額を上回ることがあります。しかし、時価額を超える修理費については法律上の損害賠償責任が発生しないため、対物賠償責任保険では保険金支払いの対象となりません。

この特約では、相手の車の修理費が時価額を上回り、対物賠償責任保険で十分に補償できない超過額に対して、修理費と時価額の差額に過失割合を乗じた額が保険金として支払われます（所定の金額〈1事故1台につき50万円など〉が限度となります）。

【支払保険金計算例】

- ・被保険者の協見運転で、信号待ちで停車中の車に追突してしまった（被保険者の過失割合100%）。
- ・相手の車の時価額は30万円であったが、修理に50万円がかかる。

$$50万円 - 30万円（対物賠償責任保険で補償される額） = 20万円$$



② 弁護士費用特約

被害事故などで被保険者に過失がない場合は、対人賠償責任保険や対物賠償責任保険の補償対象外であるため、示談交渉サービスを受けることができません。

この特約では、このような事故で、相手側との交渉を弁護士に依頼したときや、事故の解決が訴訟に及んだときに必要となる弁護士費用や法律相談費用等の実費に対して保険金が支払われます（所定の金額〈弁護士費用300万円、法律相談費用10万円など〉が限度となります）。

被保険者の範囲	・ 記名被保険者 ・ 記名被保険者の配偶者 ・ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 ・ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子 ・ 上記以外の者で被保険自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内に搭乗中の者 など
保険金が支払われない主な場合	・ 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によって生じた損害 ・ 被保険者の酒気を帯びている状態での運転中の事故によって生じた損害 ・ 地震、噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 など

▲ 注

▲ 注 特約の対象事故を自動車事故に限定している保険商品のほか、日常生活における事故まで拡大している保険商品もあります。



③ 他車運転危険補償特約（他車運転特約）

他人からの借用自動車で事故を起こした場合、その借用自動車の保険を使うと次契約のノンフリート等級が下がるなど、貸主に迷惑がかかります。

この特約では、被保険者が、他人の所有する自動車（自家用8車種などの所定の条件あり）を臨時に借用して運転している間に生じた対人事故、対物事故や車両事故等に対して、借用自動車を被保険自動車とみなして、被保険自動車の保険契約の契約条件に従い保険金が支払われます。

被保険者の範囲	・ 記名被保険者 ・ 記名被保険者の配偶者 ・ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 ・ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子 ・ 上記に該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者。ただし、その責任無能力者に関する対人事故または対物事故に限ります。
保険金が支払われない主な場合	・ 各補償項目の免責事由 ・ 被保険者の使用者の業務のために、使用者が所有する自動車を運転中に生じた事故 ・ 被保険者が他の自動車の使用について正当な権利を有する者の承諾を得ないで他の自動車を運転中に生じた事故 など

④ 原動機付自転車に関する特約（ファミリーバイク特約）

自動車保険の契約者またはその家族が、原動機付自転車を所有（または他人から借用）している場合、原動機付自転車運転中の事故は、自動車保険のみでは保険金支払いの対象となりません。

この特約では、被保険者が、原動機付自転車（借用した原動機付自転車を含みます）を運転している間に起こした対人事故や対物事故に対して保険金が支払われます。

この特約には、人身傷害事故を補償する「人身傷害型」と、自損傷害・無保険車傷害事故を補償する「自損傷害型」があるのが一般的です。

なお、この特約には、主契約の運転者の範囲と運転者年齢条件に関する特約は適用されません。

被保険者の範囲	・ 記名被保険者 ・ 記名被保険者の配偶者 ・ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 ・ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子 ・ 上記に該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者。ただし、その責任無能力者に関する対人事故または対物事故に限ります。
保険金が支払われない主な場合	・ 各補償項目の免責事由 ・ 被保険者の使用者の業務のために、使用者が所有する原動機付自転車を運転中に生じた事故 ・ 被保険者が所有、使用または管理する原動機付自転車を被保険者の業務のために従業員が運転している間に生じた事故 など



⑤ 個人賠償責任特約

自転車運転中や日常生活中に、他人を死傷させたり他人の財物を損壊させたりして、法律上の損害賠償責任を負担した場合、自動車保険では補償することができません。

この特約では、被保険者が「日常生活に起因する偶然な事故」および「居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故」**▲注1**により法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金が支払われます（自動車リスクに係る損害賠償責任については、自動車保険の補償対象であるため、この特約では保険金は支払われません）。

被保険者の範囲	・ 記名被保険者 ・ 記名被保険者の配偶者 ・ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 ・ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子 ▲注2
保険金が支払われない主な場合	・ 保険契約者、被保険者等の故意によって生じた損害 ・ 地震、噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・ 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ・ 他人から借りたり預かったりした物に対する損害賠償責任 ▲注3 ・ 第三者との約定により加重された損害賠償責任 ・ 航空機、船舶、車両または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 など

▲注4

▲注1 このほか、日本国内で電車等を運行不能にした場合の事故などを対象にした保険商品もあります。

▲注2 被保険者が責任能力のない未成年者や認知症の高齢者など責任無能力者の場合は、その親権者や法定の監督義務者等も被保険者となる保険商品もあります。

▲注3 他人からの受託品に対する損害賠償責任を補償の対象とした保険商品もあります。

▲注4 個人賠償責任特約は、火災保険や傷害保険にも付帯（セット）できるため、これらと補償が重複する可能性があります。このため、この特約を引き受ける場合には、これらの契約内容を確認し、保険契約者のニーズに合った補償内容とする必要があります。





(1) 人身傷害保険

傷害に関するリスクを補償する保険には、人身傷害保険などがあります。

人身傷害保険では、被保険者が自動車事故により死傷した場合に、相手がいる事故か単独事故かを問わず、実際に生じた損害額に対して、過失相殺による減額をせずに自分の過失分を含めて、被保険者自身が契約している保険会社から保険金額を限度に保険金が支払われます。

したがって、被保険者は加害者との示談交渉に煩わされることなく、示談成立を待たずに、保険金を保険会社から受け取ることができます。

【保険金額を5,000万円とした場合の例】

交通事故による損害額が3,000万円、過失割合が 自分：相手方 = 40：60の場合

■人身傷害保険なし

自分の過失の1,200万円分が自己負担となります。



■人身傷害保険あり

自分の過失分を含めた損害額全額が保険会社から支払われます。



① 被保険者の範囲

人身傷害保険の被保険者は次の者です。

- a. 被保険自動車の正規の乗車装置 **注1** またはその装置のある室内 **注2** に搭乗中の者
- b. 上記 a 以外の者で、被保険自動車の保有者 **注3**
- c. 上記 a および b 以外の者で、被保険自動車の運転者 **注3**

ただし、次のいずれかに該当する者は被保険者に含みません。

- a. 極めて異常かつ危険な方法で被保険自動車に搭乗中の者（例：乗用車の窓枠に腰掛けている、いわゆる「箱乗り」をしている者）
- b. 業務として被保険自動車を受託している自動車取扱業者（業務として受託している被保険自動車に搭乗中の事故の場合に限ります）

注4

注1 正規の乗車装置とは、乗車人員が動揺、衝撃等により転落または転倒することなく安全な乗車を確保できる構造を備えた道路運送車両の保安基準に定める乗車装置をいいます。一般的には運転席、助手席、車室内の座席等をいい、トラックの荷台等は含まれません。

注2 正規の乗車装置のある室内には、隔壁等により通行できないように仕切られている場所を含みません。例えば、ワンボックスの貨物車で、運転席や助手席と後ろにある荷台スペースとの間に隔壁があって行き来ができないような構造となっている場合、荷台に搭乗中の者は被保険者となりません。

注3 上記 b または c のいずれかに該当する者は、これらの者が被保険自動車の運行に起因する人身傷害事故により傷害を被り、それによってこれらの者に生じた損害に対して自賠法第3条に基づく損害賠償請求権が発生しない場合限り、被保険者に含みます。

注4 人身傷害保険の有無責は、被保険者ごとに個別に判定します。



② 保険金が支払われる場合

人身傷害保険では、人身傷害事故によって被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して保険金が支払われます。

この場合の人身傷害事故とは、次のいずれかに該当する「急激かつ偶然な外来の事故」により身体に傷害 **▲注1** を被ることをいいます。

- a. 被保険自動車の運行に起因する事故 **▲注2**
- b. 被保険自動車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または被保険自動車の落下

▲注1 ガス中毒を含み、日射、熱射または精神的衝動による障害、および被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを含みません。

▲注2 被保険自動車の運行に起因する事故に限定せず、被保険自動車以外の自動車の運行に起因する事故を補償対象に含める商品もあります。



<人身傷害保険の補償範囲>

次のとおり特約により補償範囲を拡大することができます。なお、(b)または(c)の場合、記名被保険者およびその配偶者、これらの者の同居の親族、別居の未婚の子などが被保険者となります。

○：補償する ×：補償しない

補償の対象 契約タイプ	(a) 被保険自動車に 搭乗中の 自動車事故	(b) 他の自動車に 搭乗中の自動車 事故 注2	(c) 歩行中などでの 自動車事故
基本補償	○	×	×
人身傷害車外危険 補償特約 注1 を付帯 (セット) した場合	○	○ 注3	○ 注4

人身傷害保険は、被保険者を記名被保険者に限定しておらず、また、契約のタイプによっては、被保険自動車に搭乗中以外の事故も補償の対象となる場合があるため、他の保険と補償が重複する可能性があります。このため、人身傷害保険を引き受ける場合には、ほかに契約している人身傷害保険があれば、それらの契約内容を確認し、保険契約者のニーズに合った補償内容とする必要があります。

- 注1 特約の取扱いの有無、名称、補償内容、取扱方法等は、保険会社ごとに異なります。
- 注2 記名被保険者やその配偶者、これらの者の同居の親族などが別に所有または主として使用する自動車は、他の自動車とはなりません。
なお、「他の自動車に搭乗中の自動車事故」については、二輪自動車、原動機付自転車に搭乗中の事故を含めない保険商品もあります。
- 注3 被保険者が、被保険者の使用者の業務のために、被保険自動車以外のその使用者の所有する自動車に搭乗している場合に生じた事故による損害は、保険金支払いの対象となりません。
- 注4 自動車事故に限定せずに、自転車や電車等の交通乗用具に関わる事故を対象にしている保険商品もあります。

③ 保険金が支払われない主な場合

- 次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金が支払われません。
- a. 被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失
 - b. 被保険者の無資格運転または道路交通法に定める酒気を帯びた状態、もしくは麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態での運転による事故（その本人に生じた損害）
 - c. 戦争、内乱、暴動等
 - d. 地震、噴火またはこれらによる津波
 - e. 核燃料物質等の放射性・爆発性等による事故
 - f. 被保険自動車の競技・曲技等 等



④ 支払保険金の計算の概要

人身傷害保険では、被保険者が実際に負担した治療関係費、休業損害など保険約款に基づく損害に対して保険金が支払われます（実損払）。

また、自動車事故で当事者双方に過失がある場合については、通常、事故の相手方から支払われる損害賠償金は過失相殺が加味されることとなりますが、この保険により、過失相殺による減額をせずに自分の過失分を含めて、相手方からの損害賠償に先行して保険金を受け取ることができます。

なお、既に自賠責保険金等や相手方からの損害賠償金などを受け取っている場合には、それらを控除して保険金が支払われます。

人身傷害保険で支払われる保険金の額は、次の算式によって計算されます。

$$\begin{aligned} \text{人身傷害保険金} = & (\text{a. 保険会社の規定により算出される損害の額}) \\ & + (\text{b. 損害防止費用等}) \\ & - (\text{c. 他の給付等により支払われた額}) \end{aligned}$$

a. 保険会社の規定により算出される損害の額

人身傷害保険における損害の額は、保険約款で定められた損害額算定基準に基づき算出され、これには、積極損害（治療関係費等）、消極損害（休業損害、逸失利益等）、精神的損害（慰謝料）があります。

b. 損害防止費用等

次の費用が支払われます。

損害防止費用	損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
請求権の保全または行使手続費用	他人に損害賠償請求をすることができる場合に、その権利の保全または行使に必要な手続きをするための費用

c. 他の給付等により支払われた額

次の額がある場合には、上記 a + b の額から控除します。

- (a) 自賠責保険等または自賠法に基づく自動車損害賠償保障事業からの給付が決定したか、または支払われた額
- (b) 対人賠償責任保険等の給付が決定したか、または支払われた額
- (c) 保険金請求権者が賠償義務者から既に取得した損害賠償金の額
- (d) 労働者災害補償制度からの給付が決定したか、または支払われた額
- (e) 賠償義務者以外の第三者が負担すべき額で保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した額
- (f) 上記(a)～(e)のほか、損害を補償するために支払われる保険金等の給付で、保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した給付の額またはその評価額 **▲注1**

▲注2 **▲注3**

▲注1 保険金額および保険金日額等が定額である傷害保険等の保険金等を含みません。

▲注2 前記の計算方法にかかわらず、判決または裁判上の和解（訴え提起前の和解を含みません）において、賠償義務者が負担すべき損害賠償額が、保険約款で定める損害額算定基準と異なる裁判上の基準で算出され、社会通念上妥当であると認められ、かつ、保険約款により算出される損害の額を超えるときは、裁判上の基準により算出される損害の額に基づき保険金の額（保険金額が限度）が計算されます。

▲注3 次の場合、支払限度額に関する特則が適用されます。

- ①被保険者が、無保険自動車の運行に起因する人身傷害事故（無保険車事故）により死亡または後遺障害を被った場合で、賠償義務者があり、保険証券記載の保険金額が無制限以外である場合は、別途設定される支払限度額（2億円など）が適用されます。ただし、賠償義務者が被保険者の父母、配偶者または子など、一定の場合を除きます。
- ②被保険者が、人身傷害事故により所定の重度後遺障害を被り、要介護状態となった場合で、保険証券記載の保険金額が無制限以外である場合は、支払限度額が増額される場合があります。

⑤ 保険金の支払方法

人身傷害保険の保険金支払方法には、次の2つがあります。

a. 先行支払い

保険金請求権者からの請求に対し、保険会社がすべての窓口となり、人身傷害保険の損害額算定基準に従って算出した金額を保険金請求権者に保険金として支払った後、賠償義務者の負担すべき損害額（相手過失分）を保険会社が賠償義務者（相手側保険会社）に求償する方法です。

b. 差額支払い

保険金請求権者が賠償義務者（相手側保険会社）に損害賠償請求（相手過失分）し、損害賠償金を受領後、保険会社に差額を請求する方法です。

デジタルテキスト 065

(2) 傷害リスクに関する主な特約

傷害リスクに関する主な特約には、次のものがあります。  注

特 約	概 要
人身傷害定額払特約 (死亡・後遺障害)	被保険者が、人身傷害保険の保険金支払対象事故により、事故発生日から所定の期間内（180日以内など）に死亡した場合は保険金額の全額、後遺障害が生じた場合は保険金額に後遺障害の程度に応じた保険金支払割合を乗じた額が保険金として支払われる特約です。
人身傷害定額払特約 (傷害一時金)	被保険者が、人身傷害保険の保険金支払対象事故により、事故発生日から所定の期間内（180日以内など）に治療を要し、入院または通院した場合に、一定額（1万円や10万円など）の傷害一時金が保険金として支払われる特約です。

 注 特約の取扱いの有無、名称、補償内容、取扱方法等は、保険会社ごとに異なります。

デジタルテキスト 066

1 2 -3 車両に関するリスク

第3節の
学習時間およそ
11分

(1) 車両保険

車両に関するリスクを補償する保険には、車両保険があります。

車両保険は、被保険自動車が無事故によって被る損害を補償する保険です。



デジタルテキスト 067

① 被保険者

車両保険の被保険者は、被保険自動車の所有者です。 **▲注**

▲注 被保険自動車を賃貸借契約している場合は、その貸主（リース業者など）が被保険者となります。



デジタルテキスト 068

② 保険金が支払われる場合

車両保険では、衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、盗難、台風、洪水、高潮その他の偶然な事故によって被保険自動車に生じた損害に対して保険金が支払われます。

a. 補償範囲

車両保険では、特約（自動車相互間衝突危険「車両損害」補償特約＋車両危険限定補償特約）を付帯（セット）することにより、補償範囲を限定することができます。本テキストでは、特約を付帯（セット）しないタイプを「一般型の車両保険」、特約を付帯（セット）したタイプを「補償限定（エコノミー）型の車両保険」としています。 注1

○：補償する ×：補償しない

主な事故例	一般型の車両保険	補償限定 （エコノミー）型の 車両保険
他車との衝突・接触	○	○  注2  注3
飛来中・落下中の物との衝突	○	○
火災・爆発	○	○
盗難	○	○
台風・洪水・高潮・竜巻	○	○
落書・いたずら・窓ガラス破損	○	○
歩行者・自転車との衝突・接触	○	×  注4
あて逃げ	○	×  注5
墜落・転覆	○	×
地震・噴火・津波	×  注6	×

 注1 特約の名称、補償内容、取扱方法等は、保険会社ごとに異なります。

 注2 補償限定（エコノミー）型の車両保険の場合、他車との衝突等については、相手自動車およびその運転者または所有者が確認された場合に限ります。

 注3 被保険自動車の所有者が所有する他の自動車との衝突・接触事故を保険金支払いの対象としている保険商品もあります。

 注4 歩行者・動物・自転車との衝突・接触事故を保険金支払いの対象としている保険商品もあります。

 注5 あて逃げについても保険金支払いの対象としている保険商品もあります。

 注6 地震・噴火またはこれらによる津波によって被保険自動車が全損となった場合に、一時金を支払う特約があります（P.078参照）。

b. 被保険自動車に定着または装備されている物（付属品）等の取扱い

被保険自動車の付属品のうち、保険の対象になるものは、次のとおりです。

保険の対象になるもの	(a) 被保険自動車に定着  または装備  されている物（付属品） (b) 車室内でのみ使用することを目的として被保険自動車に固定されているカーナビゲーションシステム、E T C車載器、ドライブレコーダー
保険の対象にならないもの	・燃料、ボデーカバー、洗車用品 ・法令などにより定着または装備を禁止されている物 ・通常装飾品とみなされる物 ・保険証券に明記されていない付属機械装置 

 **注1** 定着とは、ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取り外せない状態をいいます。

 **注2** 装備とは、自動車の機能を十分に発揮させるために備品として備え付けられている状態、または法令に従い被保険自動車に備え付けられている状態をいいます。

 **注3** 医療防疫車、検査測定車、電源車、放送中継車等、自動車検査証記載の用途が特種用途である自動車に定着または装備されている精密機械装置をいいます。

デジタルテキスト 070

③ 保険金が支払われない主な場合

次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金が支払われません。

- a. 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失
- b. 戦争、内乱、暴動等
- c. 地震、噴火またはこれらによる津波
- d. 核燃料物質等の放射性・爆発性等による事故
- e. 詐欺、横領
- f. 欠陥・摩滅・腐し・さびその他自然消耗、故障損害
- g. 無資格運転、酒気を帯びている状態での運転および麻薬等の影響を受けた運転
- h. パンク等のタイヤのみに生じた損害（ただし、火災・盗難によって損害が生じた場合を除きます）
- i. 被保険自動車の競技・曲技等 等

デジタルテキスト 071

④ 支払保険金の概要

a. 車両価額協定保険特約が付帯（セット）されている場合の支払保険金

自動車の保険価額は、保険期間中において減価が著しく進み、使用状態により評価額が大きく異なることがあるため、全損時における時価評価をめぐり被保険者とトラブルになることがあります。

このトラブルを避けるために、契約締結時に保険契約者と保険会社との間で契約締結時の市場販売価格相当額を保険価額として協定し、その協定した保険価額と保険金額を保険期間中は常に一致させるのが一般的です。このため、通常、車両保険には「車両価額協定保険特約」が自動付帯（セット）されています。

車両価額協定保険特約が付帯（セット）されている車両保険の支払保険金の計算方法は、次のとおりです。

(a) 全損の場合 ⚠注1

$$\text{車両保険金} = \text{協定保険価額（保険金額）}$$

(b) 分損の場合

$$\text{車両保険金} = \text{損害額 ⚠注2} - \text{免責金額（自己負担額）}$$

⚠注1 全損の場合は、免責金額（自己負担額）を適用しません。

⚠注2 損害額＝修理費－（修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額）



b. 車両価額協定保険特約が付帯（セット）されていない場合の支払保険金

車両価額協定保険特約が付帯（セット）されていない車両保険の支払保険金の計算方法は、次のとおりです。

(a) 全損の場合

$$\text{車両保険金} = \text{保険価額} \text{ ⚠注1 } (\text{保険金額が限度})$$

(b) 分損の場合

$$\text{車両保険金} = \text{損害額} \text{ ⚠注2 } - \text{免責金額 (自己負担額)}$$

保険金額が保険価額以下の場合は、次の計算式によります。

$$\text{車両保険金} = (\text{損害額} - \text{免責金額} \langle \text{自己負担額} \rangle) \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額}}$$

⚠注1 損害が生じた地および時における被保険自動車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・初度登録年月等で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます。

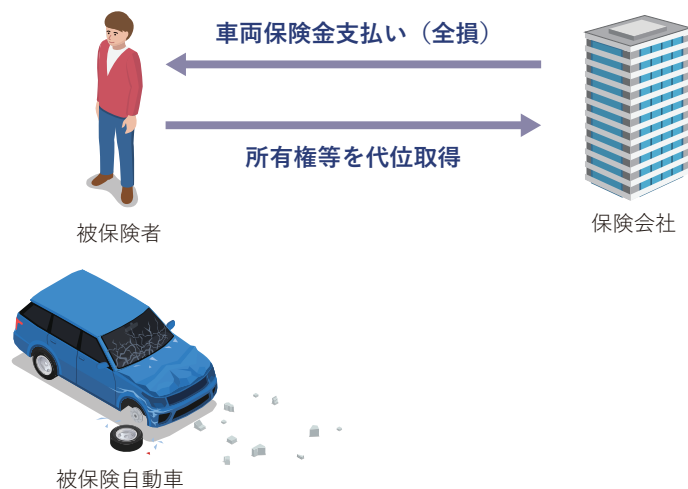
⚠注2 損害額＝修理費－（修理に際し部分品を交換したため被保険自動車全体として価額の増加を生じた場合は、その増加額）－（修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額）



デジタルテキスト 073

c. 代位（支払後の保険会社の権利）

全損として保険金を支払った場合、保険会社は、被保険自動車について被保険者が持っている所有権その他の物権を代位取得します。



デジタルテキスト 074

(2) 車両リスクに関する主な特約

車両リスクに関する主な特約には、次のものがあります。⚠注

- ① 購入・修理費用に関する特約
- ② レンタカー、廃車・新車登録等の諸費用に関する特約
- ③ ノンフリート等級・補償範囲に関する特約

⚠注 特約の取扱いの有無、名称、補償内容、取扱方法等は、保険会社ごとに異なります。

デジタルテキスト 075

① 購入・修理費用に関する特約

特 約	概 要
車両新価特約	被保険自動車が全損になった場合、または修理費が新車価格相当額（新車保険価額）の50％以上となった場合に、新車保険価額を限度に保険金が支払われる特約です。 ただし、満期日が被保険自動車の初度登録年月から一定期間（37か月、61か月など）以内であること、協定保険価額が新車保険価額の50％以上に相当する額であることなどの条件があります。 ⚠注
車両超過修理費用特約	車両保険で保険金を支払う事故により被保険自動車に損害が生じ、修理費が保険金額を上回るなど所定の条件を満たした場合に、その超過額（上限あり）について、保険金が支払われる特約です。

⚠注 新車保険価額とは、保険契約締結時における被保険自動車と同一の用途車種・車名・型式・仕様の新車の市場販売価格相当額のことをいいます。

デジタルテキスト 076

② レンタカー、廃車・新車登録等の諸費用に関する特約

特 約	概 要
代車費用特約	自動車事故等により被保険自動車を使用できなくなった場合に、レンタカー等を借りるための費用について、保険金が支払われる特約です。
車両全損時臨時費用補償特約	車両保険で保険金を支払うべき損害が全損となった場合に、車両保険の保険金額の一定割合（保険金額の5%や10%など）に相当する額（上限あり）が保険金として支払われる特約です。

デジタルテキスト 077

③ ノンフリート等級・補償範囲に関する特約

特 約	概 要
車両保険無過失事故特約	車両保険において、自動車同士の衝突・接触事故で、被保険自動車の運転者に過失がない場合に、継続契約のノンフリート等級および事故有係数適用期間の決定において、事故件数に数えない事故（ノーカウント事故）として保険金が支払われる特約です。
地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約	地震、噴火またはこれらによる津波により被保険自動車に損害が発生し全損となった場合に、一時金として保険金（一定額）が支払われる特約です。
車内携行品補償特約	被保険自動車の車内やトランク等に収容された個人所有の日用品に生じた損害に対して、保険金額を限度に修理費などが支払われる特約です。

デジタルテキスト 078

第3章 自賠責保険

デジタルテキスト 079

1 3 -1 自賠責保険とは

第1節の
学習時間およそ
11分

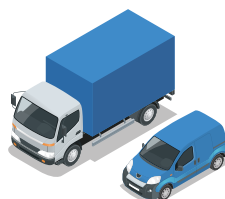
(1) 自動車損害賠償保障法（自賠法）

① 自賠法とは

自賠法は、「自動車の運行によって人の生命又は身体が害された場合における損害賠償を保障する制度を確立するとともに、これを補完する措置を講ずることにより、被害者の保護を図り、あわせて自動車運送の健全な発達に資すること」を目的として制定された法律です。この法律は、大きく次の3つの柱により成っています。

- a. 加害者側にほぼ無過失責任に近い賠償責任を負わせたこと **▲注**
- b. 自賠責保険の強制加入により基本補償を確保したこと
- c. 政府の保障事業を実施したこと

▲注 民法では、損害賠償を請求する場合、加害者に過失があったことを被害者が立証しなければなりません。自賠法では、その必要はありません。



デジタルテキスト 080

② 運行供用者責任

運行供用者とは、「自己のために自動車を運行 **注1** の用に供する者」（自賠法第3条）であり、自動車の運行を支配し、かつ運行によって利益を得る者をいいます。

運行供用者は、自動車の運行によって「他人」 **注2** を死傷させた場合は、次の3要件をすべて立証することができない限り、損害賠償責任を負わなければなりません（免責3要件）。

- a. 自己および運転者が自動車の運行に関し注意を怠らなかったこと
- b. 被害者または運転者以外の第三者に故意または過失があったこと
- c. 自動車に構造上の欠陥または機能の障害がなかったこと

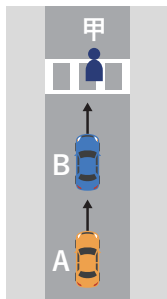
注1 運行とは、人または物を運送するとしなにかかわらず、自動車をその装置の用い方に従い利用することをいいます（自賠法第2条第2項）。

注2 他人とは、自己のために自動車を運行の用に供する者および当該自動車の運転者（他人のために自動車の運転または運転の補助に従事する者、自賠法第2条第4項）以外の者を指します（最判昭42.9.29）。



参考

免責3要件立証の具体例



横断歩行中の甲を見て止まったB車にA車が前方不注意で追突し、B車が押し出されて甲に当たり甲が死亡した事例について、A、Bの責任について考えてみます。

まず、A車には前方不注意があったので免責3要件（前記②a～c）のaの要件に抵触し、他のbとcの要件を考えるまでもなく、甲に対する免責を主張できません。

次いで、B車について考えてみると、aの要件については、甲が横断するのを見て止まりました。bの要件については、「被害者または運転者以外の第三者」つまりA車に過失があります。cの要件については、構造上の欠陥または機能の障害が原因で本事故が発生したものではありません。

したがって、B車は甲に対する免責3要件をすべて立証できるため、甲に対する運行供用者責任を免れることになります。

(2) 自賠責保険の特徴

① 強制加入（強制付保）

自動車 **⚠注** は、自賠責保険（または自賠責共済。以下同様）を付けていないと運行の用に供することができません（自賠法第5条）。

また、自賠責保険の契約は、自動車1台ごとに締結しなければなりません（自賠法第12条）。

【適用除外自動車】（自賠法第10条、自賠法施行令第1条の2）

自衛隊、アメリカ軍、国際連合軍および円滑化協定の締約国軍の自動車、ならびに構内専用車等は、自賠責保険の適用除外自動車となります（保険会社が適用除外自動車を対象とする契約を引き受けることは差し支えありません）。

なお、自賠責保険への加入を義務付けているのは、運行供用者の賠償資力を確保し、交通事故被害者の保護を図るためであり、これに違反すると罰則を受けることになります。

⚠注 原動機付自転車を含み、農耕作業用小型特殊自動車を除きます。



自賠責保険に加入義務



参考

自賠責共済

J A 共済連（全国共済農業協同組合連合会）、全労済（こくみん共済 c o o p）（全国労働者共済生活協同組合連合会）、全自共（全国自動車共済協同組合連合会）および交協連（全国トラック交通共済協同組合連合会）が取り扱っている自賠責共済（補償内容は自賠責保険と同じ）は、自賠責保険と同様の取扱いができます。

デジタルテキスト 082

② 自賠責保険証明書の備付義務

自動車は、自賠責保険証明書を備え付けなければ、運行の用に供することができません（自賠法第8条）。**⚠注**

⚠注 2024（令和6）年11月の法令改正により自賠責保険証明書の電子データでの交付・備付が可能になりました。運転時には、スマートフォンやタブレット等で自賠責保険証明書を提示できるよう準備することにより、紙での備付が不要となります。なお、従来どおり紙の自賠責保険証明書による交付・備付も可能です。

自賠責保険
証明書

備付義務

デジタルテキスト 083

③ 保険標章（ステッカー）・検査標章の表示

検査対象外軽自動車、原動機付自転車および締約国登録自動車（いわゆる一時輸入自動車等）は、自賠責保険を締結する際に交付される保険標章（ステッカー）を表示しなければ、運行の用に供することができません（自賠法第9条の3）。**▲注**

車検対象自動車は、自動車検査証の有効期間の満了する年および月を示す検査標章を表示しなければ、運行の用に供することができません（道路運送車両法第58条、第66条）。

▲注 自賠責共済に加入している場合は、「共済標章」を表示します。

【保険標章（ステッカー）】



【検査標章】



※「有効期間の満了する年」の表記位置は、1年ごとに左上→右上→右下→左下の時計回りで変わります。

④ 保険契約者が契約を解約できる場合 (自賠法第20条の2、自賠責保険普通保険約款第10条第1項、第2項)

自賠責保険については、強制保険という特質から無保険自動車の発生を防止するため、解約を厳しく制限しており、任意に解約することはできません。保険契約者は、次の場合に限り契約を解約することができます。

- a. 登録自動車が消滅登録を受けた場合
- b. 軽自動車または小型二輪自動車の使用を廃止し、車両番号標を運輸監理部長、運輸支局長または軽自動車検査協会もしくは全国軽自動車協会連合会に提出した場合
- c. 小型特殊自動車または原動機付自転車の使用を廃止し、標識番号標を市区町村長に提出した場合
- d. 臨時運行の許可を受けた自動車について、臨時運行許可番号標を当該行政庁に返納した場合
- e. 回送運行の許可を受けた自動車について、回送運行許可番号標を運輸監理部長または運輸支局長に返納した場合
- f. 臨時運転番号標の貸与を受けた検査対象外軽自動車について、その番号標を運輸監理部長または運輸支局長に返還した場合
- g. 適用除外自動車になった場合
- h. 同一自動車に複数の自賠責保険が付保されている場合 等

▲注

▲注 前記 g、h のほか、告知義務違反で一定の条件に該当する場合は、保険会社から解約することができます。



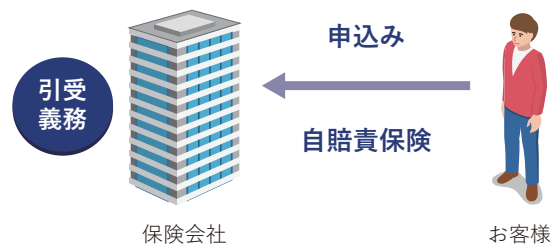
⑤ 保険会社の引受義務（自賠法第24条、自賠法施行令第11条）

保険会社は、正当な理由がない限り自賠責保険の引受けを拒絶できません（保険会社に引受義務があります）。

⚠ 注

⚠ 注 正当な理由とは、次のような場合をいいます。

- a. 適用除外自動車についての申込みである場合（保険会社が適用除外自動車を対象とする契約を引き受けることは差し支えありません）
- b. 自動車の番号または種別についての不実告知が明らかな場合（告知義務違反）
- c. 保険料の支払いがない場合
- d. 保険期間の末日が、申込日から起算して自賠法施行規則に定める期間を経過する契約である場合



デジタルテキスト 086

（3）政府の保障事業（自賠法第71条、第72条）

ひき逃げにあったり、自賠責保険が付いていない車にひかれたりした被害者を救済するために、政府は自動車損害賠償保障事業を行っています。これらの被害者は政府の保障事業に請求することにより、自賠責保険とほぼ同様の補償を受けることができます。

- ① 受付窓口は各損害保険会社または所定の共済組合であり、代理店では受け付けていません。
- ② 支払限度額は自賠責保険と同じです。
- ③ 社会保険からの給付がある場合は、その分を控除して損害をてん補します。
- ④ 政府は被害者に支払った後、その支払額について加害者に求償します。

デジタルテキスト 087

(1) 被保険者の範囲

自賠責保険の被保険者は、自賠責保険契約を締結した自動車の保有者およびその運転者です（自賠責保険普通保険約款第2条第2項）。

保有者	運行供用者のうち自動車を使用する正当な権利を有する者をいい、通常、所有者または使用者が該当します（自賠法第2条第3項）。したがって、運行供用者であっても正当な権利を持たない者（泥棒運転者など）は、被保険者にはなれません。
運転者	社有車の運転者など他人のために自動車の運転または運転の補助に従事する者をいいます（自賠法第2条第4項）。 この運転者には、自賠法上の運行供用者責任はありませんが、直接の不法行為者として通常、民法上の損害賠償責任を負うことになります（民法第709条）。そのため、自賠責保険では、保有者に自賠法第3条の規定による損害賠償の責任（運行供用者責任）が発生した場合であれば、運転者の負う損害賠償責任についても保険金を支払うこととしています（自賠法第11条）。

デジタルテキスト 088

(2) 保険金が支払われる場合

被保険者が自動車の運行によって他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負担することによる被保険者の損害に対し、保険金が支払われます（自賠責保険普通保険約款第1条）。

① 支払われる損害の範囲

② 保険金額（支払限度額）
（自賠法施行令第2条）

③ 自賠責保険における減額

デジタルテキスト 089

① 支払われる損害の範囲

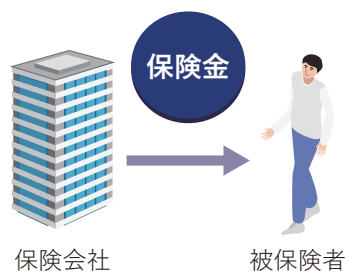
自賠責保険では、次の損害に対して保険金が支払われます。

事 由	損害の内容
傷害による損害	・ 積極損害（治療関係費、文書料、その他の費用） ・ 休業損害 ・ 慰謝料
後遺障害による損害	・ 逸失利益 ・ 慰謝料等
死亡による損害	・ 葬儀費 ・ 逸失利益 ・ 慰謝料

▲ 注

▲ 注

死亡に至るまでの傷害による損害や後遺障害が確定するまでの傷害による損害については、傷害による損害と同様です。



② 保険金額（支払限度額）（自賠法施行令第2条）

死傷者1名当たりの保険金額（支払限度額）は、次のとおりです。

事 由	支払限度額
傷害による損害	120万円
後遺障害による損害	a. 神経系統・精神・胸腹部臓器に著しい障害を残し、常時介護が必要な場合は4,000万円、随時介護が必要な場合は3,000万円 b. 上記a以外の後遺障害について、後遺障害の程度に応じた等級によって75万円～3,000万円 ⚠ 注1
死亡による損害	3,000万円 ⚠ 注2

保険金額（支払限度額）は、被害者1名当たりのものであり、1事故当たりの限度額はありません。また、加害車両が複数の場合は、それぞれの車について、被害者1名につき、上記の限度額が適用されます。このため、例えば2台の加害車両が1名の被害者を死亡させた場合は、3,000万円×2台分=6,000万円が限度額となります。

なお、保険期間中に何回事故を起こしても限度額は減額されません。

⚠ 注1 後遺障害が確定するまでの傷害による損害については、前記「傷害による損害」によります。

⚠ 注2 死亡に至るまでの傷害による損害については、前記「傷害による損害」によります。



③ 自賠責保険における減額

自賠責保険では、次の場合に支払保険金の減額の規定が適用されます。

a. 重大な過失による減額

被害者に重大な過失があると判定された場合には、被害者の過失割合によって次のように減額されます。

被害者の過失割合	減額割合	
	傷害	後遺障害・死亡
7割未満	減額なし	減額なし
7割以上8割未満	2割減額	2割減額
8割以上9割未満		3割減額
9割以上10割未満		5割減額

▲注

▲注 減額が適用された場合の支払額は、傷害による損害額（後遺障害および死亡に至る場合を除きます）が20万円未満の場合はその額とし、減額により20万円以下となる場合は20万円とします。



b. 被害者の受傷と死亡等との因果関係の有無の判断が困難な場合の減額

被害者が既往症等を有していたため、死因（または後遺障害発生原因）が明らかでないなど、被害者の受傷と死亡（または後遺障害）との因果関係の有無の判断が困難な場合は、積算した損害額または保険金額のいずれか低い額から5割の減額を行います。



参考

自賠責保険の支払保険金の計算例

傷害による損害

傷害による損害に対しては、積極損害、休業損害、慰謝料が支払われます。
（加害車両1台の場合、被害者1名につき120万円が限度となります）

- 被害者 …………… 男子、会社員、26歳
- 治療関係費等（積極損害の合計額） … 270,000円（認定済み）
- 休業損害
 - ┌ 1日当たり収入減 …………… 12,000円（立証可能）
 - └ 認定休業日数 …………… 58日
- 慰謝料 …………… 対象日数70日（1日当たり4,300円）

上記の場合、

治療関係費等
270,000円

+

休業損害
12,000円 × 58日 = 696,000円

+

慰謝料
4,300円 × 70日 = 301,000円

=

1,267,000円

1,267,000円 > 保険金額1,200,000円
したがって、1,200,000円が支払われます。

（注）被害者に重大な過失がある場合は、2割の減額が行われます。

（3）保険金が支払われない場合（免責）

次の場合には保険金は支払われません（自賠責保険普通保険約款第17条、第18条）。

① 悪意による損害の場合（自賠法第14条による保険会社の免責）

② 重複契約の場合（自賠法第82条の3による保険会社の免責）

自賠責保険では、無資格運転、酒気を帯びている状態での運転による事故であっても、被害者救済の観点から、保険金が支払われます。

① 悪意による損害の場合（自賠法第14条による保険会社の免責）

保険契約者または被保険者の悪意 **▲注** により生じた損害に対しては、保険金が支払われません。

なお、この場合でも被害者は、直接保険会社に対し、被害者請求（16条請求）（P.113参照）をすることができます。

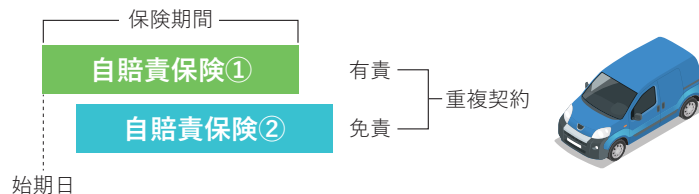
▲注 悪意とは、意図的に人をひこうとした場合や、意図的に衝突して他人を死傷させる場合等、故意が明白なことをいうとされています。



デジタルテキスト 095

② 重複契約の場合（自賠法第82条の3による保険会社の免責）

1 台の自動車に 2 つ以上の自賠責保険が付いている場合は、契約締結した時が最も早い契約以外は免責となります。



デジタルテキスト 096



(1) 情報提供および紛争処理制度

① 保険契約者等に対する情報提供

a. 保険契約締結時の情報提供

保険契約締結時には、保険契約者に対して、自賠責保険料領収証および自賠責保険証明書に加え、自賠責保険の概要・保険金支払基準の概要などを記載した説明書を手渡します。



デジタルテキスト 097

b. 保険金請求時・保険金支払時の情報提供

保険金請求時または保険金支払時に、被害者または被保険者が、保険金等が適正に支払われているか否かを自ら判断できるようにするため、保険会社は次のとおり、保険金等の支払いに関する情報を書面により提供しなければなりません。

(a) 保険金等を請求されたとき	支払基準の概要、支払手続きの概要、紛争処理機関の概要
(b) 保険金等を支払ったとき	支払金額、後遺障害の等級とその判断理由、減額の割合とその判断理由
(c) 無責等により保険金を支払わないことが確定したとき	支払わない理由
(d) 上記に加えて必要な追加情報を請求されたとき	その項目の詳細情報

デジタルテキスト 098

② 保険金等の支払いに関する紛争処理制度

自賠責保険金または共済金の支払いに関して紛争が生じた場合に、一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構では、被害者、被保険者または保険会社の請求に基づき、弁護士、医師、学識経験者からなる紛争処理委員が、公正中立な立場から自賠責保険の支払内容が自賠法に定められた支払基準に適合しているか否かを判断し、紛争の解決を図ります。

紛争処理委員

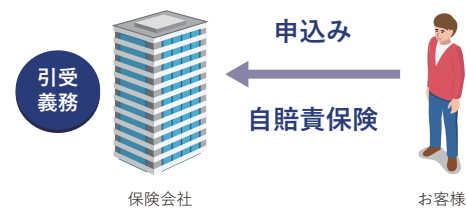


デジタルテキスト 099

(2) 自賠責保険の契約時の事務手続き

① 契約の引受義務

保険会社が自賠責保険契約の申込みを受けた場合は、保険料の支払いがないなどの特別のときを除き、契約を引き受けなければなりません。 **⚠ 注**



⚠ 注 契約の引受けを拒絶できる場合については、P.086 1. (2) ⑤ 保険会社の引受義務 参照。

デジタルテキスト 100

② 保険期間の決め方

a. 保険期間の終期

申込日から起算し、保険期間の終期が次の期間を超える場合は、その保険契約は引き受けることはできません。

2025（令和7）年4月現在

車検対象 自動車 (車検期間)	車検対象外 自動車 (保険期間)	引受けできる契約	
		申込日より起算し、保険終期までの期間	
		本 則	継続検査の場合の特則
3 年	－	3 年 2 か月以内  注1	－
2 年	－	2 年 2 か月以内  注1	2 年 4 か月以内  注2
1 年	－	1 年 2 か月以内  注1	1 年 4 か月以内  注2
－	60か月	5 年 1 か月以内	
－	48か月	4 年 1 か月以内	
－	36か月	3 年 1 か月以内	
－	24か月	2 年 1 か月以内	
－	12か月	1 年 1 か月以内	
小型特殊自動車		保険期間（25か月まで）＋ 1 か月以内	
商品自動車		61か月以内	

b. 遡及契約の禁止

保険期間の始期は、必ず保険契約申込日以降とします。

-  注1 保険期間が車検期間に 1 か月を加えた月数となる場合も、本則どおりのしんしゃく期間が認められます。
- 【保険期間が37か月（車検期間 3 年）】 3 年 2 か月以内
- 【保険期間が25か月（車検期間 2 年）】 2 年 2 か月以内
- 【保険期間が13か月（車検期間 1 年）】 1 年 2 か月以内

-  注2 車検対象自動車は、車検有効期間が満了する日の 2 か月前から継続車検を受けられること、また、保険契約締結手続きは継続車検可能期間の初日以前に行う必要性が生じる場合があることから、特則として 2 か月以内のしんしゃく期間が認められています。ただし、この特則を適用する場合の保険期間は、次のとおりとします。
- 【継続検査の車検期間が 2 年の自動車】 25か月以内
- 【継続検査の車検期間が 1 年の自動車】 13か月以内

③ 保険料の決め方

保険料は、自賠責保険の保険料表から自動車の用途
車種と保険期間によって決めます。



 保険料表は、「本土用」「本土離島用」「沖縄本島用」「沖縄離島用」の4区分がありますので、自動車の使用の本拠の所在地を確認のうえ使い分けます。

デジタルテキスト 102

④ 自賠責保険証明書綴の取扱い

a. 自賠責保険証明書綴の構成

自賠責保険証明書綴は、「預り証」「交付票」および「自賠責保険証明書セット10部」で1冊になっています。このうち保険証明書セットは、次のとおり通常5枚～6枚の用紙で構成されており、1セットをワンライティングで作成します。

(例)

自賠責保険証明書セット	用 紙	用 途
	自賠責保険申込書	申込みの証
	契約入金通知書（甲）	保険会社の成績計上原票
	契約入金控（乙）	指定金融機関の控
	代理店控（丙）	代理店の控
	自賠責保険料領収証	保険契約者に対する保険料領収証
	自賠責保険証明書	保険契約の証

デジタルテキスト 103

b. 自賠責保険証明書綴の管理

- (a) 保険会社から自賠責保険証明書綴の交付を受けた場合は、預り証に記名・押印して返却します。
- (b) 自賠責保険証明書綴は重要書類ですので、盗難・紛失などの事故がないよう施錠できる場所に厳重に保管します。また、万が一事故が起きた場合には、直ちに保険会社へ連絡します。
- (c) 自賠責保険証明書を作成する際、書き損じた場合には、訂正印による訂正や数字・文字の改ざんや修正をしないで「書損」と書いて **▲注**、新しい用紙を使用します。
- (d) 書損により使用しなかった自賠責保険証明書は、廃棄せずに、セットごと保険会社へ返却します。
なお、自賠責保険証明書に必要事項が記入され保険料収納年月日の記載があるものを書損にした場合（いわゆる「きれいな書損」）は、申込書（備考欄）または証明書本紙（余白）に、代替契約の証明書番号、付保会社名、保険始期・終期を記入のうえ、証明書本紙を含めた関係書類一式を保険会社へ返却します。
- (e) 自賠責保険証明書は使用有効期間を超えて使用することはできません。使用期限が来たら、未使用の用紙があっても直ちに保険会社へ返却し、新しい自賠責保険証明書綴の交付を受けます。

▲注 実務的には、全体に大きく×印をすることが一般的です。



デジタルテキスト 104

⑤ 保険契約引受け上の注意

- a. 保険契約者の申告内容に誤りがないか確認します。
- b. 自賠責保険申込書および自賠責保険証明書の各欄に記載漏れはないかをチェックし、漏れなく記入します。
- c. 保険料は、保険契約締結と同時に、全額を領収します。

デジタルテキスト 105

⑥ 自賠責保険申込書・自賠責保険証明書の記載方法

a. 保険契約申込日欄

契約の申込日を記入します。通常、保険料収納年月日の日付と一致します。

b. 自動車の番号欄

自動車の番号（登録番号、車両番号または標識番号）を記入します。自動車の番号が未定の場合、車台番号の記入でも差し支えありません。

なお、原動機付自転車および検査対象外軽自動車は必ず車台番号も記入します（P.107【原動機付自転車の車台番号の確認方法】参照）。

c. 保険期間欄

保険始期から終期までの期間は、必ず月数または日数を記入します（P.108【保険期間の計算方法】参照）。

d. 保険契約者の住所・氏名欄

保険契約者（通常は申込人）の住所・氏名を記入します。保険契約者が法人の場合は、法人名と代表者名を併記します。

e. 自動車の種別欄

保険料表の車種を正式名または自賠責保険標準車種表示表の「申込書・証明書の記載」に基づいて記入します。特種用途自動車の場合は、その用途区分を具体的に（広告宣伝用自動車など）に記入します。

f. 使用の本拠の所在地欄

登録または届出をした都府県名を記入します。ただし、次の例外があります。

- (a) 北海道の場合は、運輸支局の管轄区域名を記入します。
- (b) 営業用乗用自動車（個人を除きます）の場合は、市名なども記入することがあります。
- (c) 離島の場合は、都府県名のほかに（離島）と記入します。
- (d) 構内専用車の場合は、実際に自動車を使用している所在地の都道府県名を記入します。

g. 保険料欄

所定の自賠責保険の保険料表により、該当する保険料を記入します。

自動車損害賠償責任保険証明書
(自賠法施行規則第1号様式)

証明書番号第 号 年 月 日

自動車損害賠償責任保険証明書

下記の自動車については、自動車損害賠償保障法による自動車損害賠償責任保険契約が締結されていることを証明します。

保険会社名

自動車登録番号、車両番号又は標識の番号（車台番号）		自動車の種別	
保険期間	自 年 月 日 間 至 年 月 日 午前12時	使用の本拠の所在地	
保険契約者の住所及び氏名		保険料	
異動事項		指定金融機関名	
		保険料収納年月日	
管轄店名及び所在地		扱者	

【原動機付自転車の車台番号の確認方法】

車台番号は、型式と連番の両方を記入し、番号に「0」（ゼロ）、「-」（ハイフン）がある場合には、これも含めてすべて記入します。

例 1

標識交付証明書によって車台番号を確認する場合は、次の項目について確認します。

原動機付自転車標識交付証明書	
年 月 日 市長	
標識番号	
車名及び型式	(車名) Y50
エンジン番号	
車台番号	0123456
総排気量又は定格出力	リットル キロワット
型式番号	I-1234
住所	
所有者氏名(名称)	

記入例

●車名を除いた型式および車台番号を申込書車台番号欄にご記入下さい。

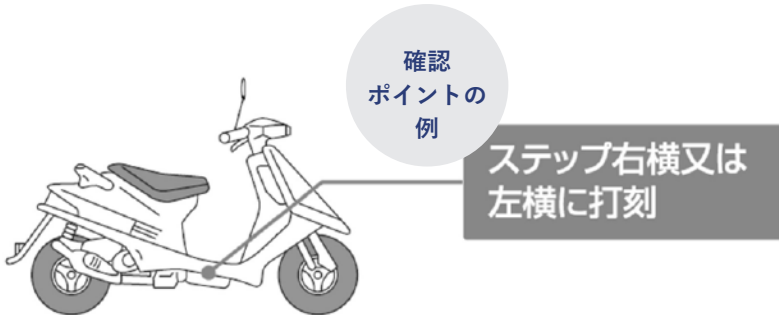
↓

Y50-0123456

→ **I-1234**
(これは車台番号ではありませんので記入しないで下さい。)

例2

現車によって確認する場合は、車両のタイプによって異なります。



など

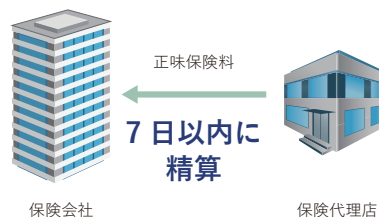
【保険期間の計算方法】

保険期間	ケース	例		
		始期	(保険期間)	終期
1 年契約	翌年同月同日が末日	当年11月15日（1 か年） 翌年11月15日		
	初日が月末日で当年または翌年が閏年	当年 2 月29日（1 か年） 翌年 2 月28日 当年 2 月28日（1 か年） 翌年 2 月29日		
月数契約	満期月の同日が末日	当年11月15日（5 か月） 翌年 4 月15日 当年11月15日（1 か月） 当年12月15日		
	初日が月末日なら 末日も月末日	当年11月30日（6 か月） 翌年 5 月31日 当年10月31日（1 か月） 当年11月30日 当年 2 月28日（1 か月） 当年 3 月31日		
	当年が閏年	当年 2 月28日（1 か月） 当年 3 月28日 当年 2 月29日（1 か月） 当年 3 月31日		
日数契約	初日の翌日から起算	当年11月15日（5 日間） 当年11月20日		

⑦ 自賠責保険証明書の交付

自賠責保険申込書（自賠責保険証明書セット）に所定事項を記載し、自賠責保険証明書等に保険料収納年月日を記載して、自賠責保険料領収証と自賠責保険証明書を保険契約者に交付します。

代理店は、正味保険料（領収した保険料から代理店手数料を控除した額）を取扱日から7日以内に保険会社に精算します。



参考

自賠責保険の共同システム「e-JIBA I」

「e-JIBA I」とは、自賠責保険に関連する業務（自賠責保険証明書の作成、自賠責保険料集計表の作成、契約データ送信、自賠責保険料の精算等）を行う代理店オンラインシステムのことをいいます。

自賠責保険関連業務の効率化を目的に、損害保険会社6社が共同で開発を進め、現在ではこのシステムに参加する損害保険会社数も増加しました。インターネット上で稼働する代理店システムであり、電子化された自賠責保険業務という意味合いから、「e-JIBA I」（イー・ジバイ）と命名されました。

なお、「e-JIBA I」のメリットとしては、自賠責保険証明書綴の管理が不要であること、契約・精算データの計上がオンラインで完了することなどが挙げられます。

デジタルテキスト 109

(3) 自賠責保険の事務手続き（異動、解約等）

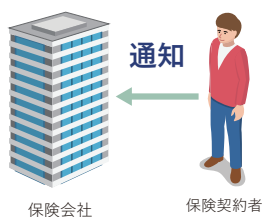
① 保険契約者または被保険者の通知義務

保険契約締結後、次のいずれかに該当する場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、保険会社に通知しなければなりません。

- 自動車の登録番号、車両番号等または自動車の種別を変更したとき
- 被保険自動車が適用除外自動車となったとき
- その他自賠責保険証明書の記載事項について変更したとき

自賠責保険では、被害者保護の観点から通知義務違反を理由とする契約解除の規定や免責の規定はありません。

ただし、危険が増加した後に事故が発生し、保険会社が損害をてん補した場合において、保険契約者または被保険者が上記aの通知を怠っていたときは、保険会社は保険契約者に対して、そのてん補した金額の支払いを請求することができます（自賠責保険普通保険約款第6条第3項）。



デジタルテキスト 110

② 契約の異動

自賠責保険契約において契約の異動ができるのは、被保険自動車の入替（車両入替）、自動車の番号または用途種別の変更、保険契約者名義または保険契約者住所の変更、使用の本拠地の変更などの場合です。

なお、代理店は、契約の異動、解約、取消および自賠責保険証明書・保険標章（ステッカー）の再交付についての事務を取り扱うことはできません。⚠注

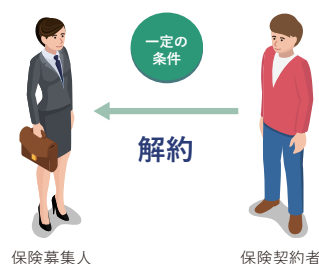


⚠注 保険会社と覚書を取り交わすことにより、自己の取り扱った契約で、かつ、特定の異動（自動車の番号のみの変更、名義変更、住所変更など）のうち、保険料の変更を伴わないものに限って、異動の事務処理の一部を行うことができます。この場合でも、検査対象外軽自動車および原動機付自転車の異動で保険標章（ステッカー）の再交付を伴うものは取り扱うことができません。

デジタルテキスト 111

③ 契約の解約

保険契約者が自賠責保険を解約できるのは、一定の条件の場合に限られています。また、解約手続きには、解約承認請求書、自賠責保険証明書、解約要件の確認書類、本人確認書類、保険標章（検査対象外軽自動車、原動機付自転車）等が必要となります。⚠注



⚠注 保険契約者が契約を解約できる場合については、P.085 1.（2）④参照。



参考

自賠責保険の共同システム「One-JIBA I」

One-JIBA Iは、自賠責保険の契約引受・契約管理における業界の共同システムです。それまで、自賠責保険制度では「対面（保険会社や代理店に来店）での手続き」「現金での保険料領収」が前提となっていたましたが、本システムの構築により、「異動・解約等の非対面手続き」「保険料払込みのキャッシュレス」「自賠責保険証明書の電子データでの交付」等が可能となりました。

①異動・解約等の非対面手続き（WEB申込み）

主に以下の業務で非対面での手続きが可能です。

- 保険契約者による異動・再交付・解約のWEB申込み
- 代理店による異動・再交付・解約の保険会社への取次のWEB申込み
- 保険契約者による契約のWEB申込み（検査対象外軽自動車、一般原動機付自転車、特定小型原動機付自転車、小型特殊自動車、特種用途検査対象外軽自動車に限ります）

②保険料払込みのキャッシュレス

保険料の現金払に加えて、クレジットカードによるキャッシュレス決済手段の取扱いが可能です。

③自賠責保険証明書の電子データでの交付

保険契約者がOne-JIBA Iから自賠責保険証明書（電子）をダウンロードすることが可能です。

デジタルテキスト 112

(4) 事故発生時の手続き

① 保険金・損害賠償額の請求方法

a. 本請求

(a) 加害者請求（15条請求）

加害者から被害者に損害賠償金の支払いをした場合、加害者は、示談が成立していなくても保険会社に対して、保険金額（支払限度額）を限度に、その支払額の範囲内で保険金支払いの請求をすることができます。

(b) 被害者請求（16条請求）

被害者は、加害車両の加入している保険会社に対し、直接、保険金額の範囲内で損害賠償額の支払い請求をすることができます。

b. 仮渡金の請求（17条請求）

被害者は、当座の費用を賄うため加害車両の加入している保険会社に対し、次の一定額での仮渡金（かりわたしきん）支払いの請求をすることができます。

ただし、加害者から請求することはできません。

【仮渡金の額】

死亡事故	290万円
傷害事故	傷害の程度に応じて、40万円、20万円、5万円

c. 対人賠償責任保険と自賠責保険の「一括払」

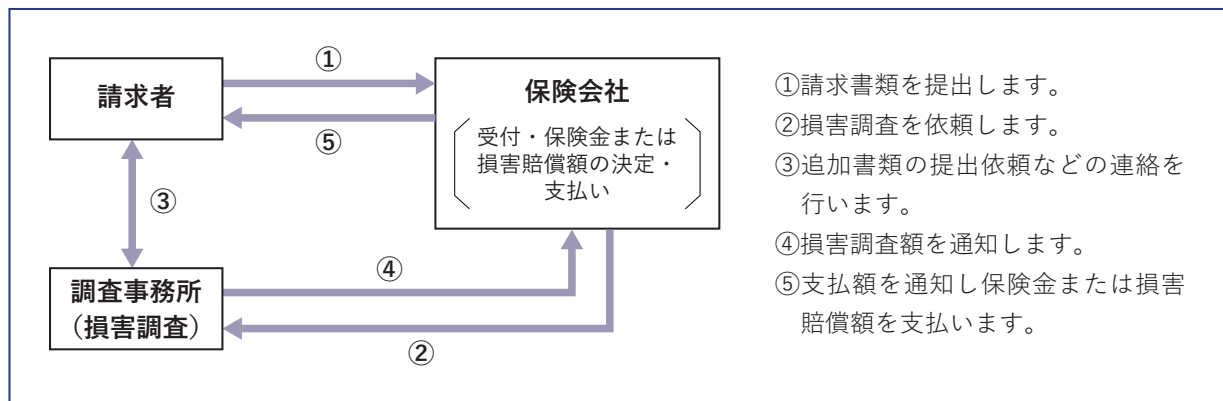
請求手続きの軽減・支払いの迅速化ひいては被害者の救済のために、対人賠償責任保険の引受保険会社が、対人賠償責任保険と自賠責保険の双方の保険金・損害賠償額の合計額を一括して支払うサービスを行っています。これを「一括払」といいます。  注

ただし、対人賠償責任保険で免責となる場合や、明らかに自賠責保険の支払額内の損害である場合には、原則として「一括払」はできません。

 注 自賠責共済の場合も同様に「一括払」が可能です。

② 請求の受付から支払いまで

多数の請求を迅速・公平に処理するため、各保険会社で受け付けた請求を一括して損害保険料率算出機構の自賠責損害調査事務所（調査事務所）が調査し、その結果に基づいて、各保険会社が最終的に保険金または損害賠償額を決定し支払います。



【自賠責保険の請求に必要な提出書類一覧】

※★印の用紙は損害保険会社に備え付けてあります。

※◎印は必ず提出する書類です。○印は事故の内容によって提出する書類です。

提出書類	発行者 (作成者)	損害の種類				
		被害者請求の場合				仮渡金
		死 亡	後 遺 障 害	傷 害	死 亡	傷 害
★保険金（共済金）・損害賠償額・仮渡金支払請求書		◎	◎	◎	◎	◎
交通事故証明書（人身事故）	自動車安全運転センター	◎	◎	◎	◎	◎
★事故発生状況報告書	事故当事者等 事故状況に詳しい人	◎	◎	◎	◎	◎
★医師の診断書または死体検案書（死亡診断書）	治療を受けた医師 または医療機関	◎	◎	◎	◎	◎
★診療報酬明細書	治療を受けた医師 または医療機関	◎	◎	◎		
★通院交通費明細書		○		◎		
★付添看護自認書または看護料領収書		○		○		
休業損害 の証明は、	（１）給与所得者 事業主の★休業損害証明書（源泉徴収票添付）	○	○	○		
	（２）自由業者、自営業者、農林漁業者 納税証明書、課税証明書（所得額の記載された もの）または確定申告書（控）等	○	○	○		
損害賠償額の受領者が請求者本人であることの証明 （印鑑証明） 被害者が未成年者で、その親権者が請求する場合は、当該未成年者の 住民票または戸籍抄本も必要です。	住民登録をしている 市区町村、 本籍のある市区町村	◎	◎	◎	◎	◎
委任状および委任者の印鑑証明書（第三者に委任す る場合） 死亡事故等で請求権者が複数いる場合は、原則として1名を代理人と して、他の請求権者全員の委任状および印鑑証明書が必要です。	印鑑登録をしている 市区町村	○	○	○	○	○
戸籍謄本	本籍のある市区町村	◎			◎	
★後遺障害診断書	治療を受けた医師 または医療機関		◎			
レントゲン写真等	治療を受けた医師 または医療機関	○	○	○		

※以上のほかに書類が必要なときは、損害保険会社または自賠責損害調査事務所から連絡します。

※加害者請求の場合は表中の書類に加えて加害者の支払いを証明する領収書、示談成立の場合は示談書が必要になります。

③ 自動運転システム利用中の事故に関する取扱い

被保険自動車が自動運行装置を備えている場合、保険契約者または被保険者は事故が発生した際には、自動運行装置の作動状況を保険会社に遅滞なく書面で通知しなければなりません。

また、被保険者による保険金の請求があり、保険会社から自動運行装置の作動状況について、調査等の協力を求められた場合には、保険契約者または被保険者は、保険会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

デジタルテキスト 116

④ 請求できる期限（請求権の時効）

保険会社に保険金または損害賠償額を請求できる期限は次のとおりですが、その期限を過ぎると請求権は時効により消滅します。

種類	時効の起算点	時効
加害者請求	・ 損害賠償金を支払った時 ・ 分割払いの場合は、個々に支払った時 （保険法第95条）	3年
被害者請求	・ 損害および保有者を知った時（傷害は事故発生日、後遺障害は症状固定日、死亡は死亡日）（自賠法第19条）	3年
仮渡金の請求	・ 事故発生の時（自賠法第19条）	3年
政府の保障事業への請求	・ 傷害は事故発生日、後遺障害は症状固定日、死亡は死亡日（自賠法第75条）	3年

▲注

事情により請求が遅延して時効になるおそれがある場合には、保険会社に対し時効の完成猶予および更新（P.274参照）の申請を行い承認を受ける必要があります。

なお、政府の保障事業への請求については、時効の完成猶予および更新は認められていません。

▲注

前記時効の計算にあたっての起算日は、実務上、民法第140条（期間の起算）に基づき、上記起算日の翌日となります。



参考

任意の自動車保険の対人・対物賠償責任保険の保険金請求権の時効

	時効の起算点	時効
対人・対物 賠償責任保険	・ 被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が 示談・判決などにより確定した時の翌日	3年

デジタルテキスト 117

⑤ 代位（自賠責保険普通保険約款第20条）

損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、保険会社はその損害に対して被保険者に保険金を支払ったとき、または被害者に損害賠償額の支払いをしたときは、その債権はその保険会社に移転します。ただし、次の額を限度とします。

a. 保険会社が損害額の全額を保険金または損害賠償額として支払った場合

被保険者が取得した債権の全額

b. 上記 a 以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金または損害賠償額が支払われていない損害額を差し引いた額

上記 b の場合において、保険会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、保険会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

デジタルテキスト 118

⑥ 自賠責保険における先取特権（自賠責保険普通保険約款第21条）

自賠責保険における保険事故が発生した後に、被保険者に破産手続開始の決定があったような場合でも、被害者が保険金から優先的に被害回復を受けられるように、先取特権の規定が設けられています。

デジタルテキスト 119